

第五十五回 參議院内閣委員會会

昭和四十二年七月十九日(水曜日)

午前十一時五十二分開会

委員の異動  
二月十九日

三  
一

柴田 葵君 田村 賢作君

1

卷之三

理  
事

四

國務大臣 藤枝 泉介君  
塙原 俊郎君

本日の会議に付した案件  
○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

の提案理由の説明によりますと、今回の定員増四千三百三十一名、その内訳はどうなつておるかといふ点、それと陸海空三自衛隊の自衛官の増は、

さいます。曹の充足率が九五・六でございます。  
士の充足率は八五%でございます。総平均いたし  
まして、陸で九・三の充足率でございます。海

政府委員 国務大臣 増田甲子七君

○防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

それぞれいかなる部隊の編成要員であるのか、こ  
ういう点、概要を御説明いただきたいと思いま

○自治省設置法  
○出、衆議院送  
○恩給法等の一

の一部を改正する法律案(内閣提出)  
す。大綱については長官から御説明いただき、それから具体的な問題は政府委員のほうでけつこうです。

○昭和四十二年度における旧令による共済組合等  
から年金受給者のための特別措置法等の規定に  
よる年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

○昭和四十一年度における公共企業体職員等共済  
組合法に規定する共済組合が支給する年金の  
額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送  
付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、前回に引き続き両案

関係当局からの御出席は、増田防衛庁長官その他政府委員の方々でございます。

○伊藤頭道君 私はこの法案に関連して一、三お

般、長官から提案理由の説明を承りまして、本法案の内容の概況を承ったので、順序として、まず

お伺いしたくない問題のほうは、お仕事としてお伺いしたいと思います。

(政  
府  
委  
員  
(中  
戸  
基  
勇  
君)  
お尋ねの自衛官の方足  
状況につきまして、本年度の五月末現在で申し上  
げます。陸上自衛隊、幹部の充足率が九七・七でござ

四〇七

で申しますと、幹部が九七・六%、曹が九七・二、士が一〇一・三、総平均いたしまして海の場合九九・二でございます。それから空、航空自衛隊を申し上げますと、幹部が九六・三、曹が九五・九、士が一〇一・九、合計いたしまして九八・五、それ以外に統合幕僚会議がごくわずかおられます。これが九八・七、全部合計いたしますと、幹部で九七・四、曹で九五・九、士で八九・三、そのすべての合計で九二・九、以上のような充足率になつております。

○伊藤顯道君 ただいま御説明のような充足率であること、訓練あるいは教育の面、あるいは勤務の面で支障があり、無理が伴うものと当然に考えられるわけです。この点はどうでござりますか。

○政府委員(島田豊君) 欠員の多いのは陸上自衛隊でございますが、陸上自衛隊におきまして教育訓練あるいは隊の運営におきまして、いろいろな面で支障があるということは事実でございますが、教育訓練におきましては、現在の充足率をもちまして、できるだけ訓練の効率をあげるような各種の方途を講じまして、欠員充足に対する対処方策を考えているわけでございます。

○伊藤顯道君 このような充足率を高めることに防衛庁としてもいろいろ苦慮していると思うんです。そこで、この充足率を高めるための対策としてどのようなことを考え、これを実行しておられるか、その概要を御説明いただきたい。

○政府委員(宍戸基勇君) 充足を高めるための方策としましては、まず何と申しましても国の防衛の必要、自衛隊の存在の必要、価値というものを国民各層に理解してもらうことが第一になります。そのためのいろいろ広報なりその他の施策を講じていくことが第一でございます。第二には内部の処遇の改善でございます。自衛隊員が魅力のあるものであるというふうにしたいといふことで、生活環境なり、内部の生活環境、隊舎とか、宿舎とか、あるいはいろいろな給与の問題、あるいは食事とか、被服の問題、そういった内部の処遇をいろいろ改善して魅力あるものにしてい

く、任務はりっぱな任務であっても、いろいろな待遇が十分でなければどうしても若い人を引きつけるということになりませんので、そういう処遇を改善していくことが第二の方策で、そのためのいろいろな施策を講じていただきたいということ。それから直接には募集体制を強化していく。地方連絡部という募集機構がござりますけれども、ここでいろいろ募集の広報宣伝をやり、ほかに地方公共団体にもお願いいたしまして募集を委託しまして、隊員の募集に協力していただき、こういうふうに募集体制を強化していく、以上、大筋を申し上げますと三つの方策をとつて充足率を上げていく、こういうふうに考えております。

○伊藤頭道君 最近の充足率を見ると、やや上向きに上昇しておる、こういう点は確かにあると思うのですが、先般問題になりました市町村のいわゆる適格者名簿、この作成をめぐつていろいろと問題が起こつてゐるわけです。この実情についてまず御説明いただきたい。

○政府委員(宍戸 勇男君) いわゆる適格者名簿の実情でございますが、まず、名簿そのものの性格でございますけれども、これは先ほど申し上げました市町村に募集の広報宣伝を委託しておりますが、そのいろいろ広報宣伝をいたしますための基礎になる資料として市町村が作成しておる、こういう性格のものでございます。それは住民台帳がございますが、それを転記させてもらつて、転記しまして、そういう名簿をつくつておるというところでございまして、住所、氏名、年齢等がわかる。そして、われわれの募集対象である十八歳から二十四歳までの募集対象がそれぞれの市町村において、どういう部落なり、どういう町に何人いるかということ的確につかみまして、そして募集を効果的に、効率的にしたい、こういうことでつくつておるわけでございます。で、全国的にすべての市町村でつくつておるわけではございませんで、やはり地域の特性がございますが、たとえば東京とか大阪とか、青少年の浮動率の高いと

ころでは、そういう名簿をつくりましてもほとんど効果がございませんので、別にこちらもお願いもしておりますが、大都會ではつくっておられない。そのほかの効率の上がりそうなところで、府県の指導によって市町村がつくっておられるというふうな状況でございまして、全国的に申しますと、全国約三千市町村がございますが、その約三分の一、千足らずの市町村でつくっておられるという状況でございます。

○伊藤頸道君 この適格者名簿は十八歳から二十四歳、これを対象にしておると思うのですが、これは、全国各地でということをおっしゃいましたが、大体、全國計三千の町村の中の約三分の一にこういう通達を出したというとのようですね。そこで、なおお伺いたしましたが、これは昨年五月二十六日付で、防衛庁事務次官と人事局長名で各都道府県知事あてに送達したものであるようです。そこで、これが問題になつたのは、いわゆる徴兵台帳というものが戦前あつたわけですね。この徴兵台帳の復活につながるものとして、いろいろ各地で問題が取り上げられたわけです。この点については長官としてはどういうふうにお考えになつておられるのか。

○國務大臣(増田甲子七君) 伊藤委員にお答えいたします。

いわゆる適格者名簿は、自衛隊法が制定されました、すなわち十数年前からつくつておるわけでございます。それから、徴兵制に連絡のあるものでは全然ございません。

○伊藤頸道君 この点についてはいろいろと問題があるわけですが、時間の制約がございますから、これで私のほうは納得したという意味ではなくして、問題をあとに残して、後刻またお伺いすることにして、次にお伺いしたいのは、自衛官募集業務のプロセスについて、大体どういう順序で募集が行なわれるのか、概要を伺いたい。

○政府委員(安戸基勇君) 募集のプロセスの概略を申し上げますと、まず、年度ごとにいま御審議願っているような増員計画等がありまして、予算

できまりまして、あるいは法案できまりまして、それに即する募集計画をまず立てるわけでござります。その立てた募集計画に従いまして、防衛庁の系統では地方連絡部へ、都道府県、市町村の系統ではそれぞれの所管の部局へそういう計画を流します。たとえば地連ではそれに基づいてさらに具体的な募集計画を立てます。そうして広報宣伝をやるわけでございます。その広報宣伝によつて応募してくる人たちが何万人か出てくるわけでございまして、それを各地連ごとに期日をきめまして、大都會ではほとんど毎日やつております。地方では必ずしも毎日ではございませんけれども、試験をやりまして、そらして合格者をきめる。合格した者を逐次計画に従いまして、教育団という教育部隊がございますが、そこに配置する、こういうふうな手続、概略を申し上げますと、そんなふうな手続になります。

○伊藤頸道君 もう一二、三年前になろうかと思ひますが、当委員会で自衛官募集の問題が取り上げられたときには、その当時の防衛庁としての意見として、あるいは上野の駅頭で、あるいは上野公園の西郷さんの銅像の前で、あるいはまたバチンコ店で上京青年を待ち受けておつて、これはと思う青年に働きかけて云々と、こういう問題が取り上げられて、なるべくそういうことをせずに、もつと堂々と募集したらしいじゃないかという論議がかわされたわけです。その点については十分検討したいという意向の御答弁もあつたわけです。それからもう二、三年たっているわけです。このような方法は現在もう全く取りやめられて、いるのか、あるいは依然としてこういう募集方法もあわせ行なわれているのか、こういう点を承りたいと存ります。

○政府委員(戸幕勇君) 教年前、募集状況のた  
いへん苦しい時代がございましたときに、御指摘のようなふうの募集方法も一部で行なわれたことは事実でございます。しかし、いろいろ御批判もございましたし、わがほうでもいろいろ反省をいたしまして、そういううまいといいますか、品の

悪いといいますか、そういうやり方ははつきりやめようというふうに方針をきめまして、汽車で上京してきた人をすぐどうだといふようなことをやるようなやり方は、街頭でそういうふうなことをやるようなやり方は現在はいたしておりません。当時は、募集経費も現在よりも不足でございまし

八歳とか、十九歳とか、若い年齢の者でございまして、中学生の人が入ってまいりまして、高校に行きたいという希望の人が自衛隊に入りました。自衛隊の訓練を受けながら夜は時間が余りますので夜間の通学を認める、そういう便宜をわれわれは認めておりますし、そういう便宜があるぞとい

それとも、青年層の数の問題も一つの大きな要素になるとることは、当然考へられると思うのですね。こういう中でせつかく上昇しかつたのだが、こういう点については防衛庁としてはどういうふうに把握し、どういうふうに対策を考えておられるの

す。そうだとすると、陸上十八万が目標であつて、この目標に向かつて努力しておるということになりますけれども、この陸上十八万の人員については再検討を要する時期だと思うのですが、長官はこの点について基本的にどういうふうにお考えですか。

— 1 —

り方をやつたわけでございますけれども、昨日も  
申し上げましたように、防衛庁経費もだんだんふ  
えてまいりますし、こちらの募集体制も強化して  
まいりましたし、さらに府県、市町村のほうも次  
第に御協力も強くしていただけるというふうなこ  
とで、數字的にも募集成績も上がってまいりまし  
たので、先ほど御指摘のようなやり方は現在はい  
たしておらない、こういうことでございます。  
**○伊藤謹道君** なお、自衛官募集の一つの手段と  
して、こういう自衛官募集という広告を出されて  
いるわけですね。そこで、この中で一点だけお  
伺いしたいのは、いろいろ項目を見てまいります  
と、特典、進路という項目で、通学とか、あるいは  
通信教育を受けることもでき云々という特典とも  
思われる項目があるわけですね。そこで、その中  
でお伺いしたいのはこの通学ですね、通学の問題  
についてお伺いしておきたいと思うのですが、い  
まこの自衛官の通学について、一部の大学では自  
衛官の入学を拒否している学校があるわけです  
ね。そのことについてお伺いしておきたいと思う  
のですが、大体どのような学校に通学をさせてお  
るのか、またはつきり拒否しておるのはどういう  
学校か、こういうことについての概要をお聞かせ  
をいただきたいと思います。

**○政府委員(安石 勇翁君)** 募集に関連いたしまし  
ていろいろなパンフレットを配布しております  
が、それで通学、通修というふうなことを言つて  
おりますのは、主として士隊員でありまして、一、  
二士とか、士長になりますけれども、そういつた  
いわゆる昔の兵隊さんの位の人たち、現在では士  
とか、そういう人たちの通学の問題で、これは十

うことをそのパンフレットに書いている、そういうのが大部分でございまして、これは御指摘のような高等学校のほうで自衛隊の二士の人の通学を拒否するというふうな問題は現在起きておりません。ただ、京都その他の大学でごく幹部の——尉とか二尉とかという幹部でございますけれども、これが博士課程なり修士課程なりに、全体の人数として数十人程度と思ひますけれども、いろいろな大学に研究を行つておりますが、そういう博士課程なり修士課程の課程につきまして、一部の大学で自衛官の通学を拒否するという問題が起きてわれわれが心配している、こういうことでございまして、募集の直接の対象になつております二士階級以下ではそういう問題は起きておりません。なお、大学のほうの条件につきましては、教育局長から御説明申し上げます。

○政府委員(中井亮一君)　自衛隊員の大学院の修士課程、博士課程に行つて勉学をしている者につきまして、先ほど數十人というお話をありましたが、修士課程については五十八人、それから博士課程につきましては五十一名の隊員が研究を行つております。

○伊藤顯道君　戦後のベビーブームによつて、一時代、青年層の数も相当ふえつたったわけですが、ただししかし、現時点に立つて考えると、その青年層の数についてももう峠がきたというふうに考えられるわけですが、先ほど來の御説明で充足率は上昇しつつあるという、こういう情勢の中で、また青年層の数の下降によつて、せつかく充足率が上がりつつあるそういう情勢の中でもたたがるやもしれないわけですね。もちろん青年の数だけで判断はできないが、そのときの経済状況とか労働問題、いろいろ問題がからんでくるわけで

○政府委員(宍戸基勇君) 募集の対象になる人口は、たしか御指摘のよう、非常に最近ペーブームの影響で上がっておりまして、これが数年間続きまして、数年後からまた下向きのカープになるということは数字が明らかに示しておるところでございます。で、それに対応して、われわれも募集中体制の強化ということを当然考えなければいけないと、いうふうにもちらん考えております。その対策はどうかということになりますと、先ほどもちょっと抽象的に申し上げましたけれども、こちらの募集中体制をますます充実させていくことと、さらに待遇を、前よりか幾らかよくなりましたが、それでも、さらに待遇をよくして魅力あるものにしていく、防衛基盤・防衛意識というものを「そう伸ばしていく」というふうな方策をとる、あるいは内部でもいろんな昇任等の問題を考えて厚遇していく、というようないろいろな施策を講じまして、絶対数が幾らか上向きになることに対処していくなければならぬというふうに考えております。

○伊藤謹道君 この自衛官の充足率については、以前は多いときは三万近くあったわけですね、欠員が。いまは大体二万足らず、約二万ということでいいぶその当時と比べると上昇してきました。そういうことはわかりますが、いま御指摘申し上げたような点、あるいは今後の経済状況いかんによつてはまだどんどん下降するのではないか。現在、現在大体最高の頭打ちがきておるのじゃないか、相手をかえていると、もう限界がきておるのでないか、そういうことが当然考えられるわけで

○國務大臣(増田甲子七君) 伊藤さんの御質問は非常に御配慮のもとにおいて行なわれた御質問でございまして、そういうことも心配しなくてはならないと思っております。しかしながら、陸上自衛隊の十八万両といふものは過去十数年かかりましてぜひとも達成いたしたい、こういうふうに努力してまいりましたが、諸般の条件上できませんでしめたが、われわれはあくまでも十八万両という目標を立てまして、今回は幸いに定員法が認められましたというと十七万三千人ということになるわけでござりまするが、三次防の末期におきましては十八万両程度いたしまして喜んで自衛官になるようには諸般の努力をしなくてはならない、自衛官のところはこの範囲において陸上は必要である、こう考えておる次第でございます。

○伊藤頸道君 いまの比較的の条件のいいときであってなおかつ約二万の欠員がある、これは長官のも認めざるを得ないわけですね、現実にそういう欠員があるのだから。そういう中で、さて、これでもうだいじょうぶだということはないと思うのです。この十八万に近づくためには自衛官の応募者がどんどんふえるということと——それだけじゃだめですよ、どんどん除隊していくわけですから。入隊する者がふえて除隊するものが漸減していく。どんどん減っていく、自衛隊に残る自衛官が多くなる。こういう状態の中において、初めて自衛隊の自衛官があふえていくわけです。ただ入隊者がふえたことだけでは喜べないわけですね。自衛隊としてはどういう経済状況、国の動きでまた除隊者はどんどん希望者がふえるかもしれない。これは志願兵だから、除隊を希望すれば除隊させざるを得ない。こういうことになつてくると、防衛庁としても当然再検討すべき時期だと思

Digitized by srujanika@gmail.com

葉委員も指摘申し上げたように、これは日本の本來の国情に合つた数ということではないと思うのです。例の自衛隊のできる前の池田・ロバートソン会談で、日本がアメリカから請負った請負の数ですね。日本独自の自主防衛を確立するのだと思うのです。すいぶん無理があるわけです。いままだう防衛庁のたてまえから言うと、ちょっと矛盾すると思う。日本には日本の国情がある。その国情に合って、あまり無理のないように、そういう数字を当然日本独自で判断してしかるべきだと思うのです。そこで、経済状況の動きによつちやまた除隊者がふえてくる。こうなると、ますます、一たん上昇するかに見えたこの入隊者もまた減っていくかもしれない。とにかく十八万にするとは相当無理があるということだけは長官も認めざるを得ないと思うのですね。どうでしょう、相当長い間そういう状況であったわけですから。だからこの場所で、それならひとつ、せつからくそう言つていただけならば、ここでひとつ減らしましようとして、十八万の定員を減らしましよう、そういうことは長官の立場で言えないでしようから、諸般の情勢を十分検討して、陸上十八万の定員については再検討したいと、そういうお考えは出ませんか。

に九〇%をかけますというと、十五万万名台でありますことは、伊藤委員の御指摘のとおりでございまして、今度十八万多名にいたしまして、まずまず欠員というものをだんだん少なくしてまいりたましい。それから、大蔵省側からもこの募集の状況に応じまして、従来、予算上の充足率というようなものについて制約が一つございましたが、その制約もだんだん解除してもらおう、そういうような面におきまして、私どもは欠員の数ができるだけ少なくいたしたい、こう考えておる次第でござります。

に對してお答え申し上げましたように、現在の特に陸上自衛隊の問題でございます十七万一千五百という数字は、これは編成上の技術的な積み上げでございまして、これが第一線部隊におきましては、こういうかつこりで人と裝備を充実いたしまして、作戦行動に任するというたてまえでございまして、これが今日におきますところの充足の努力の目標でもござります。したがいまして、現在の体制をくずさずしてできるだけ充実をさせていきまして、そうして隊員の訓練あるいは有事の場合の出動に際しまして支障のないように努力したいということが今日の考え方でございます。

○伊藤顯道君 かつての防衛庁長官は、南極観測船「ふじ」の乗組員のことを例に出して、南極観測船も動かないのだからと、こう言う、これがいわゆる増員の理由の有力な一つになると説明されたことがあります。それから、この法案は四十年以来いわゆる審議未了、廃案ということを繰り返してきたので、結局、増員は達成されなかつたにもかかわらず、南極観測は目的どおり完全に近い使命を果たしてきているわけです。あれから二回も果たしてきている。だから増員しなくてよいわけですから。こういう観点からも、もうこの辺員にも支障を来たすということはあたらなかつたのではないか、りっぱに使命を果たしてきているわけですから。こういう観点からも、もうこの辺で増員しなくてよいんじやないか、そういう理論は当然出てくるわけですね、この点はいかがですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 過去において二回、軍艦「ふじ」というものは南極観測に協力したことは事実でございます。また、これからも協力してまいりますが、それは既設の各艦船の乗組員を割愛しまして、そうして充てているわけでござります。でございますから、割愛された部分は、それの編成というものがございまして、艦船を動かすには曹が幾たり要る、尉官の中の尉が幾たり要る、あるいは佐官が幾たり要る、それから士官が幾たり要る。こういうような士と曹と、それから

それ以上の者を幹部要員と申しますが、それを割り込んでおられます。苦しんでおられますから、あれだけの実績をおあげておられる関係からも、せひとも伊藤さんのはうでほめたいと思いますから、非常に一般的の海上自衛隊は艦船その他の運用面におきまして苦しんでおられます。苦しんでおられますから、あれだけの実績をおやりつて、そらして艦船のはうも充実した運用をするようにというおことばをいただきたい次第でございます。

○伊藤頭道君 なおお伺いいたしますが、繰り返し申し上げるよう、現在約二万の欠員がある、そういう中で欠員は欠員としてそつとしておいて、一方で四千名からの増員をいまやろうとしておる。もし防衛二法が通ったと仮定すると、これが四千何がしか増員される。どうも各省庁に見られない事実だと思う。各省庁では凍結欠員があると、それを補充した後に定員増ということが考えられるのが常態であるわけです。ところが、欠員補充はそつとしておいて、その上に増員計画をやる。どうもこれは筋が通らぬと思うのですがね。長官はりっぱに筋が通るとお考えですか。欠員を補充して、それでも足りないから増員をこれだけと、これではじめて筋が通つてくるのじゃないですか。各省庁のやり方を見ておきますと、佐藤内閣のやり方は大体欠員を補充して増員をはかる、それが常態だと思うのです。これがまた行き方だ。と思うわけです。そういうものから判定すると、どうも不自然と考えられてもしかたがないわけであります。この点はどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 私は各省庁にもいた経験があるわけでございますが、各省庁において凍結職員ということがあることは伊藤さんの御指摘のとおりでございます。しこりして、一〇〇%認められた場合におきましてもなおかつ欠員がござります。各省庁におきましては数%の欠員があるわけでございまして、その数%の欠員の関係の予算をどうするかこうするかというようなことは、またこれは法の命ずるところによりまして使

用し得るわけでござりまするが、どこの省でもと  
いう、これは一般論で申すわけでございまして、特  
定の省を私はしませんが、どうしても四、五%  
はございます、結果的に見まして。それから凍結  
職員といふものをその上にまた加えたところもござ  
りますが、凍結職員を通り越してしまって定  
員増といふものがあるところと、凍結職員は相変  
わらず凍結職員だと、たとえば凍結職員が五十名  
だといったら、二十五名だけ認める、定員増  
をあと二十五名認めると、こういうこともござ  
まして、種々のやり方がござりまするが、自衛隊  
に関する限り、海上と航空とは各省に比べて決し  
て遜色のない充足率である、こう考えておる次第  
でございます。それから凍結職員も比較的少ない  
わけであります。ただ、御指摘になる数万という  
線が出ておるのはそのとおりでございまして、こ  
れは陸上のほうが種々の原因がありまして充足率  
が満たないものですから、財政当局等におきまし  
ても、凍結といいますか、充足率を認めない、充  
足率と欠員と両方に私ども分けて考えております  
が、充足率がある程度認められましても、欠  
員がそれ以上に出るといったようなことが過去の  
現象でございましたが、この一二年来は陸上自  
衛隊は、充足率が認められたそれに上回ると  
いったような欠員の状況でございます。すなわち  
募集成績は非常によいわけでござります。でござ  
いますから、財政当局から充足率の向上、欠員  
を認めた状況がいまは非常によく認識されており  
ます。でござりまするから、充足率を上げてもら  
うと同時に、欠員のないよう努力いたしたいと  
思っております。これが一つ。もう一つは、いま  
人事局長その他申し上げましたとおり、曹以  
上、尉以上、佐以上、将はもちろんでござります  
るが、そのものはほとんど常識的に見て充足され  
ておる、欠員はないというような状況でございま  
す。そこで、今度定員が認められませんと、曹以  
上、尉以上、佐以上の者が昇進の道もなく、また  
隊の構成、あるいは艦隊の構成、編成上からも非  
常に支障を来たす、こういふわけでございますか

ら、やはり定員千五百名の中に相当の曹もござい  
まするし、——陸曹、空曹でございます。その曹  
もござりまするし、それから尉もございます  
し、佐もございます。いまはこれはほとんど欠員を置  
くということで、つかえていたるといふこともぜひ御  
考慮の中に入れていただきまして、なるほどこれ  
は定員増が必要であるということの御参考に供し  
たいと思っております。

○伊藤顕道君 いま指摘されている凍結職員につ  
いては、これは私が申し上げるまでもなく、三十  
九年の閣議決定以後、各省の欠員については凍  
結されてきており、ある一定の比率だけ現在認め  
ておるわけでございます。これはそのとおりだと  
思います。そこで防衛庁としては、凍結といふよ  
りは、現在の欠員については初めから予算に組ん  
でいいわけですね、明らかに当初予算に組んで  
いるわけではありません。これは各省の文官等  
に於ける欠員はほとんどございません。陸上はすつとふえ  
てきております。海上、航空等はなおよろしいわ  
けでございます。それから一般に凍結といふもの  
は、これは防衛庁の文官、それから各省の文官等  
に於ける欠員を年度じゅうに何とか充足していきた  
いということがありますね、明らかに予算に組んで  
いるわけではありません。それで各省も予算その他の際には、凍結部分をなる  
べく少なくしてくれということで努力するわけで  
ございますが、これは、事財政当局のこととござ  
いますから、これ以上は申し上げられません。

○伊藤顕道君 どうも話がわからないのです。  
から定員増といふのが常道であるということを、  
先ほど来私は申し上げてきておるわけですね。そ  
こでお伺いしたいのは、いま申し上げたとおり、  
欠員をそのままにしておくということがわからな  
い。この際、欠員については充足するのが筋では  
ないか、そうだとすると、なぜ予算に組まないの  
か、そのところがどうも合点いかぬわけです。  
○国務大臣(増田甲子七君) 詳細な点は人事局長  
から補足させます。まず充足率といふことが、隊  
についてあることは事実でございます。そこで、  
その充足率以上に欠員を補充しよう、こういふこ  
とで努力いたしておりまして、予算面から見れば  
大体とんとんというところまで行つております。

○國務大臣(増田甲子七君) 詳細な点は人事局長  
から補足させます。まず充足率といふことが、隊  
についてあることは事実でございます。そこで、  
その充足率以上に欠員を補充しよう、こういふこ  
とで努力いたしておりまして、予算面から見れば  
大体とんとんというところまで行つております。  
その充足率以上に欠員を補充しよう、こういふこ  
とで努力いたしておりまして、予算面から見れば  
大体とんとんというところまで行つております。  
○伊藤顕道君 そういう事実はこちらもよく了解  
しているわけです。幹部は大体充足率がいいわけ  
です。士官が大部分欠員であるということ、そこで  
私の言わんとするところは、新たな増員などで二  
万に対する四千何がしかをふやすためによ  
るわけです。だから四千何がしかをふやすため  
に三年も努力してきたわけだけれども、そういう努  
力を欠員充足のほうから埋めたら、そのほうが賢  
明ではないですかと、そういうたてまえから申し  
上げているわけです。それで、士官が足りないわ  
けです。幹部は充足しているわけですね。いま長官  
が言わされたとおり、それは私どもも理解している  
わけです。士官が足りないのだから士官を補充すべき  
です。それをどんどん欠員補充に向かっていった  
ら、現在の定員は一〇〇%といふことになるわけ

○國務大臣（増田甲子七君）たとえばヘリコブター団をつくります。そのときには幹部要員も必要でございます。そこで、いまは欠員充足、充足と、こうやっていきますと、数ではそろいますが、ヘリコブター団にいたしましても、あるいは気象隊の関係にいたしましても、士だけではできないという関係で、幹部要員も必要でございます。でござります。

それから大蔵省との關係に、もうこの陸上隊に  
昨日来いたしておりますのでござりまするから、  
明瞭にいたしまするが、大蔵省が陸上だけ申し  
ますと、十七万一千五百人を認めておりまして、  
それに対し十五万何千しかございませんが、多  
く昔の兵の關係の欠員でございまして、これを充  
実したならば自衛隊は目的を達成するのではない  
かとおっしゃいますなら、本年度は九〇%を認め  
ておるわけでございます。八九・五を認めており  
ます。それに対して募集成績は月によつて上下が  
ござります。除隊というか、退団する人もござい  
ますから、九〇・三というのが現在の状況でござ  
います。しかしながら、新しき艦船等もつくりま  
すし、あるいは航空隊にいたしましたも、これを  
動かすものはやはり幹部要員とそれから士の要員  
とが必要でございまして、やはりこういうような  
ことをしてふやしていくだかないと、運用編成が  
できにくい。こういうわけでございます。

○伊藤顯道君 なお引き続いてお伺いいたします  
が、第三次防と本法律案との關係は一体どうなる  
のか、具体的にはこういうことです。この法案が  
かりに通ると、陸上自衛隊については一万五千の  
増となるわけでありますね。そこで、三次防では  
十八万ということを目標にしておるわけであります  
す。そうすると、なおまだ七千人が不足するわけ  
でありますね、十八万には。そうすると、この七  
千人の年度別計画は一体どうなつておるのか。そ

れと第三次次防では航空、海上の増員はどの程度見  
ておるのか、こういうことをあわせて説明してく  
ださい。

○政府委員(島田豊君) 残余の七千の年度割りの  
計画につきましては、まだ十分セットしたものが  
ございません。今後の募集状況等ともにらみ合わ  
せまして、具体的な計画を立てる。これは年度年  
度の計画を立てます際に具体的にはきめたい、こ  
ういうふうに考えておるわけでございます。した  
がいまして、七千人の階級的な内訳等につきまし  
ても、まだここで申し上げる段階ではございませ  
ん。

○伊藤頭道君 この法案では、外務省に定員を振  
りかえて韓国と南ベトナムに、いわゆる防衛駐在  
官を派遣することになつておるわけであります  
ね。それはわかるのですが、まだ法案が通つてな  
いわけですが、現実にはもう防衛駐在官は派遣さ  
れておるのではないですか。もしそうだとすると  
と、これはまことにけしからぬことではないかと  
いうことになるわけです。この点はどうなの  
か。

○政府委員(宍戸基男君) 外務省のほうの定員改  
正が行なわれまして、ここでふえておりますの  
で、こちらの人は向こうへ出向させまして、そう  
してベトナムに行ける、こちらのほうは定員をそ  
れだけ振りかえですから減らさなければいけない  
のですが、それは今度の法案に盛られておる。外  
務省のほうはふえておる。そういうことで派遣を  
いたしたい、こういう状況であります。

○伊藤頭道君 外務省のはふえる、このふえる要  
員は防衛庁からということになるのでしょうか。そ  
うなると、ふえるほうの法案は別の法案だから  
いとして、これは外務省設置法で、もうこれは  
ないと思うのですが、そうだとすると、これはお  
かしな関係になる。まだ法案が通つていないので  
は防衛庁でしよう。防衛庁の法案はまだ通つてい  
ませんが、そこが一方、要員を出すほう

○伊藤頭道君 そういう内容はどちらもよくわかつておるから伺つたので、ただ、問題はまだ派遣していないということであるなら問題はないわけです。もし派遣しておるということであれば、これは外務省は受け入れるほうで、外務省設置法で認めているわけです、増員を。それはもう外務省設置法が通つておるから問題ないわけです。こちらはまだ通つていないわけですね。それなのにもうすでに派遣したとなると問題だということを申し上げたのです。もし派遣してなければ——それは間違いないですね。現実に派遣していないわけですね。もう行つてあるということを聞くけれども、もし行つておつたら問題になりますよ。

○國務大臣(増田甲子七君) 防衛府長官が知らないのに行くはずはないので、これは併任でございますから、そこで私が判こを押しましてから行くわけでございまして、その判こを押すというのは、皆さまの御議決いただきます法律が可決成立してからでございます。

○伊藤頭道君 一国の大臣が委員会の場でそう言明されるのだからそれをとにかく信じて話を、——もしものことがあるとこれはただでは済みませんよ。

○國務大臣(増田甲子七君) いま申したとおりでいいのでござります。まだ派遣しておりません。

ベトナムは昨年四月から派遣しておりますし、外務省の職員になつております。これから派遣しようとうとしておるのでございまして、派遣しようとうのは、法律が通つてからでございまして、あくまでも国会の議決があつた後に、私が行政関係のはなはだしいという議論が出てくる。まだ通つてないので、これは。

○國務大臣(増田甲子七君) まずお答えいたしました。まだ行つておりません。それから防衛府設置法におきまして定員が一名減るわけでござります。それが今度の防衛二法案の中でございます。外務省設置法におきまして一名ふえるわけでござります。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

午後は二時に再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(豊田雅孝君) 委員会を再開いたしました。

○山崎昇君 議題になつています自治省設置法の一部改正案について質問をする前に、四、五点にわたつて自治省の態度並びに見解についてお聞きをしたいことがありますので、逐次質問をしたいと思うのです。

第一番目に、ことしの七月三日から六日までの約四日間、広島市において全国の第十回の地方自治研究集会というのがございました。これは大臣も御承知だらうと思うのですが、その地方自治研究集会において、いま私は一冊持ってきておりましたが、膨大な報告書が出ています。本来ならその中身について一つ一つお尋ねをしたいのですけれども、そういう委員会でもありませんし、また機会を得て自治省の見解も聞いてみたい、こう思うのです。そこで、この地方自治研究集会には、大学の教授あるいはその他地方自治の研究者、さらに国会議員、地方議会議員、あるいは関係する労働

委員長(豊田雅孝君) 速記  
午後は二時に再開すること  
ます。

品再開。  
ことし、暫時休憩いた

午後二時十一分開会

自治省設置法の一部を改正する法律案を議題といたし、前回に引き続き本案の質疑を続行いたします。

○山崎昇君　議題になつています自治省設置法の関係当局からの御出席は藤枝自治大臣その他政府委員の方々であります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

一部改正案について質問をする前に、四五点にわたつて自治省の態度並びに見解についてお聞きをしたいことがありますので、逐次質問をしたいと思うのです。

第一番目に、ことしの七月三日から六日までの約四日間、広島市において全国の第十回の地方自治研究集会というのがございました。これは大臣も御承知だらうと思うのですが、その地方自治研

究集会において、いま私は一冊持ってきておりますが、膨大な報告書が出ています。本来ならその中身について一つ一つお尋ねをしたいのですけれども、そういう委員会でもありませんし、また機会

を得て自治省の見解も聞いてみたい、こう思うのです。そこで、この地方自治研究集会には、大学の教授あるいはその他地方自治の研究者、さらに国会議員、地方議会議員、あるいは関係する労働

組合、一般の職員等々、約五千人ぐらい集まりまして、行政部門別の分科会等が行なわれておるわけです。そこで、まず第一にお聞きしたいのは、こういう地方自治研究集会といふものについてどういうふうに考えられるか。こういふものはきわめて地方自治振興のために有益なものだからもっとと発展をさしたらしいといふうにお考へなかつて、こういふものはどうも自治省にとってはぐらかが悪いといふうにお考へなかつて、この地方自治研究集会についてまず大臣の見解をお聞きしたい。

○國務大臣(藤枝泉介君) 地方自治の問題は非常に複雑多岐にわたるものでござりますので、これが地方自治の確立、その発展といふことはわれわれの念願するところでござりますから、各方面においていろいろ御研究をいただくといふことは非常にけつこうなことだと考えております。

○山崎昇君 大臣からいまきわめてけつこうなことであるといふ御答弁ですから、大臣のお考へとしてはますますこういう研究は発展をしてもらいたい、こういふ考へもあつての答弁だと思うのです。そなだとすると、自治省はこの地方自治研究集会に出席するに当たつて、各自治体に対してもり出席するなといふ指導を行なつておると私ども聞いておるわけです。その点はどうなりますか。

○國務大臣(藤枝泉介君) 地方公務員がその職場を離れてそういう研究集会に参りますのには、やはり事務に支障のない限りにしていただきたい、

そういう意味でございまして、各方面で地方自治についての御研究をいただくことはけつこうなんですが、その結果、地方住民に不便を与えるようなことになつてはいけませんので、その辺の節度は持つていただきたいと考えておるわけあります。

○山崎昇君 そうすると、あれですか、一般的にああいう研究集会に出てならぬぞということは言つてない、ただ、職員が出席するに当たつて、勤務の時間なり、あるいは住民に対するサービス

等が低下しちゃいかぬから、その限度だけはわきまえてもらいたい、こういふ趣旨であなたのほうで言つてはいる、こう理解していいのですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) 大体さようでござります。

○山崎昇君 ところが実際はそうではないのぢやないです。また、地方の議員に對してもあまり行くなといふような指導が行なわれておると

私も報告を受けておるのです。これは逆な言い方をすれば、各自治体で、自治省に対して、どうも行かせたくないから、自治省のお墨つきがあれば断わりやすいといふものあるかもしませんよ。もしそうだとすれば、自治省がそういう指導をしていないといふのであれば、私どもは各自治体はこれは行き過ぎなことをやつておるのぢやないか、こう思ひので、今後、自治省のほうとして出でていって、地方自治の問題といふものは大いに検討してもらいたい、こういふうに指導するおつもりはありますか。

○國務大臣(藤枝泉介君) ただいま申しましたように、地方住民の不便になるようなことがあってはならないわけでござります。まあとめてといふのがどの程度になりますか知りませんけれども、その事務の支障のない限りといふうに御理

解をいただきたいのでござります。

○山崎昇君 私はつとめてといふのは、それはいろいろの解釈があるううと思うのですがね。ただ、自治省としては、こういふ研究集会はやはり好ましいものだから、なるべく出せるものなら出してもらいたい、こういふ積極的な意思をお持ちだといふふうにいまの大臣、私は解釈するのですが、いいですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) 地方団体に対しましては、私どもはそういう意味でこの事務の支障のない限りといふことの意味でござります。そういう

点は十分徹底するようになつたいたいと思ひます。山崎昇君 重ねてこの点でお尋ねしたいのです。これは直接政府の考へではないと思うのです

等が低下しちゃいかぬから、その限度だけはわきまえてもらいたい、こういふ趣旨であなたのほうで言つてはいる、こう理解していいのですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) まあ私も自由民主党員でござりますけれども、幹事長名でどういう通達が出たか不敏にして存じております。したがい

まして、どういう趣旨があつたかをいまおことばだけで批判するのもいかがかと思ひますので、こ

の点はひとつお許しをいただきたいと思います。

○山崎昇君 私は自由民主党のことですからあえてそう追及しませんが、とにもかくにも全国的に五千人も集まつて熱心に地方自治の問題について

検討するわけですから、したがいまして、今後、自治省としてもつとめて積極的にこういふ研究集会といふものが発展するようになればやはり指導してもらいたいということをつけ加えてこの質問を終わつておきたいと思います。

○政府委員(長野士郎君) 本年は地方自治法が施行になりましてから二十周年に当たるわけでございまして、そういう趣旨で、これは十周年のとき

にも記念行事をいたしたわけでござります。したがつて、二十周年でござりますし、そういう意味でも意義深い年に当たるということで、戦後から今日までの地方自治の回顧、あるいはまあ将来

ますます地方自治が発展するというような記念にいたしたいということで考へておるわけでござりますが、内容は、一つは関係者の表彰ということ

が一つでござります。その表彰もございますが、いろいろな表彰もございますが、今回は、一つは自治体の職員の方、一つは議員の方、一つは民間のいろいろな

組織の方、それからさらには、もう一つは純粹な民間の個人の方、こういふふうな

分類を一応いたしておりますが、そういう方々の

中で戦後、主としてまあ二十年間という間にし

ておりますけれども、二十年間にやはり非常に卓

越した業績をもつて自治の発展に寄与された団体とか個人とか、まあ市町村の場合でござりますと、

その上にさらに市町村の自治運営が非常によろしくなまあ地域的な団体の方、それからさらには、も

う一つは純粹な民間の個人の方、こういふふうな

憲法について、あまり政府が熱心じやない

んですけどね。一体、大臣は、憲法もこういふ記念行事といいますか、あるいは普及といいますか、そ

ういうことについてどうもここ四、五年はきわめ

て冷淡な態度をとつてゐるのですが、私はどうも

本末転倒ではないかといふ気がしてしょがない

ります。そこでですが、憲法記念日は終わってお  
りますが、この地方自治法施行の記念行事の際に

か記念行事をやつたらどうかと思うのですが、憲法のほうはどうされるのですか。

○國務大臣(廢帝景行君)　実は本年暮夏には開講におきましても、憲法、ことに二十年というような憲法記念日と申しますか、その記念行事を

やつたらどうだらうといふよな意見も出まして、いろいろ検討いたしましたが、まあ行事は特にやらない、特にきわだつたことをやらないこと

になりましたのでございますが、そういう記念講演会ございました。この自治法制定の記念行事につきましては、あまただいま局長から申し上げたよう

なことでやりたいと思っておりますが、そのとき  
にあわせて憲法の記念行事をやるということはい  
まのところ考えておりません。

○山崎昇君 それじやことしはまあそれをは間に合わないかもしません。来年の憲法記念日には自己は貴区内に一色行田日本に留まつて、うつこ處

治省は積極的に地方自治体に指導して、もとより憲法を国民にわからせるようにやるとか、あるいは憲法のいろいろな条文について、もっと国民がわ

○國務大臣(藤枝泉介君) 従来は特に、ただいまかかるようにするとか、そういう積極的な考え方方は持つておりませんか。

御指摘のありましたようなことを、自治省として地方団体に呼びかけたことはないと記憶いたしております。しかし、どこかくわねわれの憲法法でござります。

ざいますので、まあこれは自治体が自治体として  
考るべきことであろうと思いますが、何か行事

をやれというような意味で指揮するのはいかがかと思ひますけれども、事あるごとに、何かそうしたこと必要であるということにつきましては、

○山崎昇君 今後も言ってまいりたいと考えております。  
革新系といわれるような首長さんのおられるよう  
たとえばことしあたりは、主として

なところは、かなり憲法についても市民的な行事が行なわれておる。ところが、そうでないところはほとんど行なわれてないのですね。ですから、

私のいうのは、どうもいまの政府はきわめて憲法には冷淡だ、というよりも、何かしらん別な方向に動くような気配さえある。こう私ども勘ぐつてえればいえるわけなんです。ほんとうに皆さんが憲法が大切だというならば、地方自治法の記念行事でももちろん大切ですけれども、もと根本法規であるこの憲法についても、やはり自治省といふのはもっと積極的に地方自治体に働きかけていいんじゃないだろうか、こう思うのですが、重ねてひとつ大臣の考え方を聞いておきたい。

○國務大臣（藤枝泉介君） こういう記念行事、少なくとも憲法の精神と申しますか、各条項、そういうものを十分住民に理解をさせる、普及をするという仕事をやることは必要だ。ただ、それを記念行事という形でやるかどうか、こういう問題は、まあ地方団体の自主性に待つのがいいのだと思ひます。要するに憲法の精神なり、憲法の各条項が守られなければならないというようなことは必要でありますので、そういう方向でやりたいと思います。

○山崎景吾 憲法論議はその程度にして、いまお聞きしたら、地方自治法の記念行事についても、中心はこれは表彰ですね。何かそのほかにも二三十年らしきといいますか、新しい自治法の施行二十年だなんて、あとで最も印象に残るそんな行事がありますか。いまお聞きした限りでは、何か多少関係者の表彰がどうも中心のようにならぬらしいのですが、そのほかに何か特徴的なものがありますか。

○政府委員（長野士郎君） 表彰がまあ中心というふうに申しましたが、表彰が実際中心でございますして、それ以外には、地方自治説本でございますとか、二十周年記念論文集でございますとか、あるいは自治法の関係の出版物とか、そういうものとタイアップをいたしまして、二十周年関係の記録なり記事なり、こういふものを扱って、よくわかつた地方自治のあり方というようなものの普及にとつめたたいというふうに考えております。

○山崎君 これは記念行事ですから、あまりと  
やかくうものでもありませんしね。ただ私は、  
形式的なことより、もっとほんとうの実のあるよ  
うなことも十分お考えの上で、これはやつてもら  
いたいと思うことをつけ加えて、この点について  
は終わりたいと思うのです。  
そこで、次にお聞きしたいのは、最近、自治省  
は人事面を通じて自治体を支配しているのぢやな  
いかという声がかなりあります。そこで第一番に  
聞きたいのは、いま自治省から、都道府県、それ  
から市、町村に派遣されている職員の数を御説明  
願いたいと思います。  
○政府委員(宮澤弘君) ただいまの、人事によつ  
て地方を支配をするというお話をございますが、  
私どものほうの仕事が國と地方団体との連絡  
という仕事をやっております。私どものほうの職  
員自身が地方団体の経験を積むことが非常に必要  
な面があることは山崎委員も御了承いただけると  
思います。ただいまの私どものほうからどのぐら  
い、地方に出ているかということをございますが、  
御承知のように私どものほうから出ております職  
員は、市町村と申しましてもこれはきわめて少の  
うございます。ただいま県の資料を持っており  
ます。県には相当多数の職員が行つております。  
ことしの四月現在で私ども調査をしたものにより  
ますと、大体、全府県を通じまして課長なり、課  
長相当職以上のポストが大体五千ぐらいございま  
す。それに對しまして私どものほうから出ており  
ます職員が二百七名、大体以上のところでどうい  
う傾向になつてているかを御推察をいただきたいと  
思ひます。

○山崎昇君 その配置されているポストを、大  
さつぱに分けたら大体どんなふうになりますか。  
○政府委員(宮澤弘君) 副知事なり出納長、いわ  
ゆる特別職でござりますが、これが八人でござい  
ます。それから部長なり、部長相当職、六十二人  
でござります。それから次長――一部の次長でござ  
いますが、次長、次長相当職が十六人、それから  
課長が百九人、それから課長相当の職が十二人、

○山崎君 いまの説明で、大体、都道府県に二百七名行つておる。これは四十六で割つてもおおむね平均五名ぐらい行つていますね。そして私の知る限りでいえば、ほとんど県の場合は総務部長ですね。それから課長の場合でいうと財政課長あるいは地方課長、いわば自治省が地方自治体を支配しやすいようなボストへほとんど自治省から行つておる。そしてここ十年くらいの間は、その人が帰ればまた自治省から送られる。そのボストというのにおおむね自治省の人で占められている。県の下から上がつてこのボストを占めるなんということは、ほとんどいまだきれない状況にある。私の出身の北海道でも、私の知る限りではもう十年ぐらいは自治省から来た総務部長で占められている。したがつて、いま地方自治体の場合は、自治省の天下りでもつて、ほとんどいま地方自治体というのは左右されている、こういうふうに言われているわけです。私は一がいに全部が全部悪いとは申しませんけれども、あまりにもいまは自治省のやり方というのは、重要なボストは全部押えちやうというやり方が、かなり各自治体から反対闘争なり、あるいはそういう天下り人事反対なり、そういう声が強くなつてきているのではないかと思うのですが、これに対する見解と、それがらいま説明ありました数字は各省から行つてゐる人は入つておりますね。たとえば建設、農林、労働でありますとか、各省からいっている方々についても、もしお調べがあればその数字をお聞かせを願いたいと思うのです。

○國務大臣(藤枝県介君) 先ほど官房長からお答えいたしましたように、課長または課長相当職以上の方が五千有余おりまして、その中の二百人ということでございますので、それならばお察しいただけると思うのでございますが、いま御指摘のように、たとえば総務部長とか、財政課長とかといふ御反論があろうかとも思いますが、私どもいつもポストはおまえのほうで占めているじゃないかという御指摘でございます。それは弁解だとうござりますが、私はおおむね五名ぐらい行つておる

も、おまえたところの総務部長はおれのほうから出すぞというような、そういうことではないでございまして、総務部長として適当な者があるか、あるいはどういう課長に適当な者があるかと、いうような依頼を受けまして選考をいたしておるというのが実情でございます。したがいまして、地方団体によりまして、そこには抜きといいますか、の者を上げたいということであれば、何ら干渉がましいことを申し上げておるございません。ことに自治省の関係の者といいますのは、やはり地方の、特に都道府県の行政事務などには精通をするべき者が、また自治省の役人として連絡調整などに当たるにも好都合でございます。まあ人事の交流、そういう意味におきましては、まだ地方で採用された中で優秀な方を自治省に来ていただくというようなこともやつておるわけでございます。その点でいろいろ、ときには誤解を招くようなことでもないではないと私ども率直に認めるわけでございますので、その辺は十分今後も気をつけてまいりたいと思います。

それから第二にお尋ねの、各省から行つております者は、現在、自治省、私のほういたしましては調査はいたしておりません。

○山崎昇君 それじゃ、それは調査して私は資料でもらいたいと思うんです。これも實際はもうポストがきまつておる。たとえば建設なら、そのポストの人間を引き揚げる、そうすると、かわりの人がもうすぐ来る。それがきまらなければ自治体は人事異動ができないんです、現実的に。ですから、私はいま大臣から、これは人事交流であつてまずい点があれば改めると言うけれども、実際に地方自治体で人事異動をやる場合に、絶えず中央の顔色をうかがわなければ人事異動ができないという現況にある、そういう点は大臣に十分知つてもらつて、今後こういう点はないようにつとめてもらいたい。それから、つとめて各省のほうのひもつき人事みたいなやり方は排してもらいたい。これは当然私は自治省の任務でなければならぬと思う。ところが實際はそうではありません。

この点はここで何を論争をやつたって決着のつく点ではないと思いますから、問題点だけ指摘しておきたいと思います。

さらに、私はいま自治省から人が行っており、また市にもかなり行っておるようあります。その次にお聞きしたいのは、自治省の採用試験というのがありますね。これは幹部養成だそうになりますが、これはどこに根拠があつてそういうことをやつておるのか。私はいま自治省がやつておる幹部の採用試験なるものは、戦前の行政科試験と同じではないか、いわば戦前の内務省の採用試験の復活であつて、何かエリート族をつくつているのじゃないかという気がしてしようがない。そうしてこの試験に採用されると、各自治体に対して、あなたのほうは計画的に配置していくのじゃないでしょうか。向こうから配置してくれと言ひうのじゃない。たとえばこの人は何々県、この人はどこどこというようにあなたのほうで計画的に配置しているのぢやありませんか。ですから、先ほどの問題とあわして、私は自治省はかなり人間を配置して実際に自治体を支配している、これがいまの現実の姿ではないかと思うので、第二番目にこの自治省の採用試験の性格と根拠と、戦前の内務省の採用試験の復活だと私は思うのですが、その辺について意見を聞いておきたい。

○政府委員(宮澤弘君) まず私から事務的な御答弁を申し上げます。自治省で採用いたしておりましたのは、ただいま山崎委員申されましたように、たとえば自治省の将来幹部になります者、それからなお地方団体の職員のうちから自治省で仕事をしたいという希望を持っております者、二種類ございまして、いわゆる幹部候補者というような者だけではございません。そこで、お尋ねの幹部候補者の試験の問題でございますが、これはただいまおつしやいました自治省で採用して地方団体のほうから需要がなくても配つていてるのぢやないか、こういふお話をございますが、これはただいまおつしやいました自治省で採用して国家公務員試験を通りました者を、需要があるかないかといふ

内において、私どものほうで国家公務員試験に合格をしました大学卒業者を採用いたしておるわざでございます。まあこれが戦前の内務省の高等文官試験を通りました者の、内務省の再来ではないかというお話をござりますけれども、先ほど申しましてよう、自治省いたしましては国と地元幹部職員となります者を採用するのと同じような意味でやはり採用する必要があるのではないかと考へておられます。

○山崎昇君 あなたのほうは、それは各自治体から希望をとつてそれに基づいてやられておる。形式的にはそう踏んでいいと思うのです。しかし、実際は、各自治体は何かもらわなければどうも自治省にぐあいが悪いというのが本音じゃないですか、私ども聞いているのは、それからもう一つ私が指摘しておきたいのは、あなたのほうで採用試験をやって、そして配置をしたこの人は、二年ぐらいたつとまた引き揚げるのですね、大体は。そして来た者は、おれは自治省の採用試験の合格者だというきわめてエリート意識を持つておる。おれは将来の幹部だから、おまえらみたいの土着の人間と違うのだという態度が各自治体ではかなり濃いです。この問題は事実です。ですから、私はあなたのほうでかりにやったとしても、実際やられている姿というのは戦前の内務省の採用試験の復活と同様であつて、行つている本人はきわめてエリート意識が強い。目はあなたのほうだけ向いていようがたいしたことはない。これを称して見習いと称しているのです、各自治体では。ですから、見習い期間二年ぐらいたつと、いと本省に引き揚げるのか、どつかへ回すか、課長にするか、とんとん拍子の出世コースを歩く、こういうことで、あなたのほうで意図しているような実際には地方行政の発展のためにたいして、尽くしてないと思うんです。ですから、こういうエリートをつくるような

採用試験というのは私はやめてもらいたいし、また根拠もないんじゃないですか。自治省が採用試験をやる、労働省が採用試験をやる、各省がしばらくに自分の省に合うようにこういうエリートをつくるために試験をやつたらどうなりますか。そういう意味で、私はきわめてこれは憤慨を伴っておきますから、少なくともこの試験なんですか、いきますぐあなたに、大臣、これやめれと言っても、私はそうですが、ということにならぬと思うけれども、私は実情と問題点を指摘しておきますから、少なくともこの自治省の採用試験については考え方直してもいい、改めてもらいたい、こういうことだけきょうはまあ申し上げておきたいと思うんです。そして、いま申し上げましたように、大体一人の任期は二年です。二年たつたらどうするか、中央に上げるか、課長に上げるか、そういう状態になつておる。したがいまして、各自治体でもそれらに対する希望ももちろんあると思いますけれども、ために職員間におもしろくない空氣がかなりあります。そういう点についても、きょうは指摘だけしておきますから、ぜひこれは再検討願いたい、こう思うわけです。そこで、この点は、最終に要望になりましたけれども、平行線をたどりますから、指摘だけしておきます。

١٦

○國務大臣（藤枝雲介君） 大体四十一年度で三百三十億はど解消し、それから昭和四十二年度で二百六十億の解消をいたしまして、両方合わせまして約六百億はどになりますが、しかし、なおこの四十年の決算等から考えますと、八百億ぐらゝ、

超過負担が残つておるわけです。これにつきましては、もちろんいろいろ事情も調査をいたしてそういうことをやつたのでございますが、さらにもう少し徹底した実情調査の必要がございますので、本年の予算編成の際におきまして、大蔵省、自治省及び各省共同して実情調査をして、四十三年度から計画的な解消をしようということで目下実情調査に乗り出すところでございます。

○山崎昇君 四十一年と二年で約六百億というのですが、そうすると、まだ約七百五十億くらいはあるという勘定になりますね。そうすると、大臣の答弁をすなおに受け取つて、各省共同してこれから調査をして四十三年度以降から計画的に解消するようしたい、そうすると、それまでの間は自

治体はどうなりますか。いま地方自治体は赤字で困っている。その間、あなたのほうでは、それではどういう処置をとるのですか。それをお聞かせ願いたい。

成におきまして、ただいま申し上げましたように二百六十億ほど解消いたしましたが、これで十分でございません。まだ地方に迷惑をかけておるわけでございます。したがいまして、ただいま申しましたように、各省共同の実態調査をいたしまして、そうして四十三年度予算から段階的に、私といたしましては、少なくとも三年間には解消いたします。たしたいと、かように考えておるわけでございます。

○山崎異君 そうすると、四十二年度から少なくとも二年間といえば四十五年度までの間にこれはやる。その間に新たにまた私はできる可能性があると思うのですね。それも含めての話ですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) 実態調査の結果に基づ

きまして、たとえば物価の上昇による単価の値上

がりといふものは、十分その中で考慮をいたしてまいりたいと考えております。

○國務大臣(藤枝泉介君) そう御理解いただいて  
いいと思います。ただお断わりいたしておきますが、  
町村がみずから恣意によつてよけいな負担  
をするという——恣意と申しちゃ悪いのですが、  
自發的に、たとえば学校をつくるときに基準の学  
校を設立するなど、そういうことはなくなりますか。  
うに私は理解していいのですか。

校でなくともいい学校を建てるというようなのは、そういうのは超過負担とは言えないのじやないか、その辺は十分御理解の上でのお話をと思います。

社労では、政務次官が出てきて、昭和四十二年閣議で解消しますという答弁をしたのですよ。だから、私はその答弁からいうと自治省はうそを言つたと思うのですから、納得することはできない。まことにこれが正解だと想ひきながら四十一年

年度で解消をしてもらいたいと、こう思うのですが、かりに一歩を譲つて、三年間でかりにやるとなれば、昭和四十五年度にはなくしてもらいたい。さらに私がこの機会に言いたいのは、国が自分の責任で地方自治体に財政措置をしなければならぬというものは、何か調べ上げて、これから年くらいで解消しますと、こう言う。ところが、自治体のほうで何かちょっとと自主的なことをやつて一番問題がありますのは、給与の問題だと思う

のだが、何か自治体で、その自治体の自主性に基づいてやると、あなたのほうは交付税を削りますとか、どうしますとかいう制裁を加える。国から調査をして、三年くらいの計画でやります

と、こう言う。ですから、私はどうしてもつり合

わないんだけれども、各自治体では、あなたのほうで措置をすべきものを措置しないのについて何にも制裁手段がない、自治体のほうは、国のはうは権力持ってるから、何かすれば自治体に対して制裁をする。今後はこの超過負担の解消の問題と

營運をして、各自治体で自主性に基づいて財政運営をする場合に、そういう、あなた方は権力的なことをやらない、このこともひとつこの機会に表明をしてもらいたいと思う。そうでないと片手裏切らなくなると思うのですね。自治体のほうに対してもは制裁を加えるし、国のほうが守らぬ場合には自治体で何にもできないというんでは、私はどううしても納得できない。そこで、いませつかくの大臣

のお答えでありますから、私は不満であつても、とにかく三年くらいでこの超過負担は解消するといふんだから、それは積極的な意思として私は理解をしますが、自治体に対するそういう不当な干涉なり制裁についても、この際いたしませんという、ひとつ大臣の言明をもらいたい。

○國務大臣 森鶴泉介君 不当な干涉というの  
は、何をおさしになるのか、まあ交付税を削ると  
いつても、そういうあれもないわけではございま  
せんが、いずれにしましても、ただ地方自治体が  
非常に怒り内に、自分の才覚でこゝにも考へて

もうようなことはいはせれども、それにつきまして、この自分の財政力に応じないよくなつた場合は非常に困るわけでござります。そういう点について注意をしたり、是正して方の自主性というものを守ることは当然でござります。

○山崎昇君 私の言うのは、これからまた紹介が起きると思うのですよ。たとえば八月に人事院勧告が出る、それから年末手当が十二月には支給される。そうすると、全国に三千もある自治体で、それぞれ労働組合といろいろ交渉等が行なわ

れる。そして、その市町村なり都道府県で、多少

つけることが今後の事務運営その他にいいといふ判断で、自主性というものをやる場合がある。そういうときには、自治省はもしそういうことをやむべしとば交付税を割りますとか、あるいは何らかの形で制裁をとりますとかいうものの言い方をする。そ

ういうことをやれば自治体の自主性というものはまるつきりなくなってしまう。こういうことをおは心配をするんで、いま大臣おっしゃるようあんまりひどいものは、それはあなたのほうに権限があるでしょうから、とやかくは言いませんけれども、つとめてそういう制裁的な権力的のやり方というものはやらないといふうに、ひとつ「言明してもらいたい。これは、これからも必

○國務大臣(藤枝景雲介君) 御承知のように、地主財政法の二十六条には、「地方公共團体が法令の規定に違背して著しく多額の経費を支出し、規定という場合には、交付税の額を削る」というふうに紛争の起きた問題であるから、私は重ねて聞いているわけです。

とはござります。ただいま御指摘のような点につきましては、たとえばそういうことが、それ故に支出したからといって、それを基準財政需要額が上回るものを交付税と見るというようなことはございませんけれども、これ以上のこととは、二つございません。

十六条の規定に該当するような場合以外は、つとめて自主性を守つてまいりたいと考えております。

○山崎昇君 重ねて、私はしつこいようですが、これがやつぱり言つておきたいと思うのは、地主自治体について自主性をおかすようなことは自ら省はしない、あるいは実際的に制裁措置にならうことでも自治省としては考えておりませんと、こういうふうに私は理解をしておきたいと思ふ。

○國務大臣(藤枝宗介君) 法令の定める以外のことについてはできるだけ自主性を尊重する、これは当然のことだと思います。

○山崎昇君 法令がひつかかってくる、そうな

と、たとえば私は具体的に質問しますが、各自治体でその労働組合と賃金交渉をやりますね。そうして、かりに国の場合、年末手当に二・一〇出すとあるいはその他の方法で何か市長なり知事が考えたいという場合もあり得る。そういう場合に、あなたのはうで制裁的な言辞や、あるいは交付税を削るからだめだと、国家公務員並みにやれとか、そういうようなつまらぬことはやらないといふうに考えたいのですが、いいですか。

○國務大臣（藤枝泉介君）もちろん地方自治体がいろいろな立場から給与の面等で国家公務員を上回る場合もございます。それを国家公務員並みにしろとか、そういうことを注意をしたり、強制といいますか、勧告をしたりする所存はございません。

○山崎昇君 この問題は、どうしても私はこれが起きる問題ですからね。ですから、自治省はともかくにも自分の責任を果たしておらないのですから、超過負担の問題一つ見ても。そういう意味で自治体に対して賃金統制にわたるようなやり方をせぬ。あるいはまた、各自治体の長が、いま大臣が言われたように、あまりにもだれが見ても政治的に走り過ぎちゃって少しやり過ぎではないかという場合もないとは言い切れないと思う。しかし、そういう極端のものは別として、一般的に自治体のとるいろんなやり方にについて自治省は介入をしていかないのだと、こういうふうに私は理解をしてこの問題の質問を終えておきたいと思うのです。

その次に私はお聞きをしたいのは、一昨年の七月にI・S・O本部からドライヤーさん以下三人来て、ドライヤー報告というのが出されたわけですね。そして、この中で問題にしておる第一の点

で、これはあとでまた詳細に別に聞きますが、いまの自治体の中で給与条例のないところがたくさんあると、こう指摘しているのですね。そこで自治省は、今まで賃金その他についていろいろ指導してきたそうですが、給与条例のないと

しかしながら、私どもは低いところにつきましてはこれを国家公務員の給与水準に近づけるためにいたしますときには、自治省が交付税を削るとか削らぬとかいうようなことを言っておるようなことはさらさらございません。もし、かりにもせよそういうことを言つておるという団体があるといたしますと、それは何かの誤解に基づいた言い方ではないだらうかというふうに考えております。

○山崎昇君 それじゃ確認をしておきますよ。交付税を削るなどという圧力をかけたことはございませんといひ答弁ですから、そのとおり確認をおきますから、もしも私どもが調査をして、あなた方が地方自治体にそういうことを言つたということがあつたら、あなたの責任を追及しますけれども、きょうはそういうことはないというのですから私は確認をしておきます。

用語はそうなつておる。準ずるというのには、これは国家公務員どおりといふ意味じゃないですね。法律用語で言えば適用じやないのですから。ですから、それについてあなた方が自主的に、それこそその自治体の労使間でまとまつたものを、自省の立場から権力的に介入するということは私は排除しなければならぬし、私どもしてないと思う。しかし、現実的にはそう言われるわけです、私どもが行けば。何ぶんにも自治省がうんと言いませんとか、何ぶんにも自治省がどうだとか、こう言われる。ですから、今後私どもはそういうことを言われないようあなた方に指導してもらいたいし、また言われないようさせなければならぬと、こう思つていますが、そこで、その次の質問は、同じ給与の中で、もう一つ問題がありますのは、超過勤務手当の問題が問題になつておる。これはいま予算上では六ヶ組んでおる。ところが実際には六ヶでは超過勤務手当を払うことができない。大体実績の四〇%ないし五〇%くらいしか払えない。そこで私は自治省に、これから基準財政需要額等で見る場合に、給与総額の六ヶではもうどうにもならないのだから、この六ヶそのものに

ついで再検討願いたいと思うのですが、どうですか。また、超過勤務手当についてほとんどと書いていくらい実績の半分しか払われていなかる。労働基準法との関係についてどうあなたの方理解をされるのか、その点についてもお答えを願いたい。

○説明員（鎌田要人君） 財政計画上の問題といったしまして、財政の立場からお答え申し上げます。超過勤務手当の計上は6%といたしております。これは御案内のとおり、その実績を私どものほうで地方団体について調べましたものを基礎にして6%というものをはじいているわけでござります。現実に、また地方団体の現実の勤務におきまして、超過勤務手当といふものは全般的には、やはり超勤のない事態というものが私は前提であろうと思うわけでございまして、現在の6%の検討の際、これは毎年、財政計画を立てます場合に私どもの内部、それから大蔵省との間でもその6%をめぐつて議論があるわけでございますが、いまのところは現実にそう食い違いがあるということは私ども認識しておらないところでございます。

○山崎昇君 第二点目はどうですか、労働基準法との関係はどう考えるのですか、実績どおり払われていい。

○政府委員（長野士郎君） 現実に成規に超過勤務を命じてありますし、かかるにかわらず、それに対して超過勤務手当を払っていないという状況であれば、これは基準法違反ということに相なると思ひます。しかしながら、現実の場合におきましては、やはり実態といたしましては、命令命令というのは超過勤務の命令でございますが、超過勤務を命令いたしまして働くした分については支払つておると、私どもはそのように考えております。

○山崎昇君 それはもう認識不足もはなはだしい。いま自治体でも国家公務員でもそうだと思いますのだが、超過勤務でわりあい払われておるのは選舉関係事務と災害だけです。これはどういうわけか知らぬけれども、選舉関係事務の従事者はきわ

めて待遇がいいのですね。それと災害復旧関係、官のほうから実績を基礎だと、こう言うが、半分しか払っていない。実績ですもの、それはあなたがふえるしかけのものじゃないのです。だから、この六%では、現実の問題としては実績の半分くらいいしか払われていない。もしもあなたの方それが正しいと言うなら、これは改めてもらいたい、完全に支払うように。それならば、各自治体で私どもは労働組合を奨励して労働基準局に訴えますよ、これは提訴しますよ。そういう事態は私ども避けたいと思うから、できるならば予算のときにもっとあなた方が実情というものを知つてこの問題に対処してもらいたい。そうでなければ、きわめて認識不足だというふうに指摘せざるを得ない。そういう意味で、この問題、これはいまここで予算をつくるわけにいきませんから、私は問題を指摘をして、この問題について終わっておきたいのですが、ともかくにも、自治省は実際は調査とか、指導だとかいう名前ではありますけれども、実質的にはもう賃金統制をやっておる、そういう状態に近いようないま状態にあるということのも指摘をしておきたいと思うのです。そういう意味で各自治体の自主性をもつと尊重する、あるいはさつき答弁ありましたように、そんな制裁的な言辞を吐いたことないと言うのですから、それは私きょう記録としてとどめておいて、今後そういうことのないようにしていただきたいと思うのです。

○政府委員(長野士郎君) 定年制につきましては、単に労働力の需給関係のみによってきめられるものではございませんで、賃金制度でありますとか、あるいはいわゆる労働科学的に見た能力の限界、あるいは昇進管理など人事管理と密接な関連をするものでありますて、その必要性は十分にあると考えておるものでございます。しかしながら、定年制につきましてもまだ結論を得ておるわけでも何でもございませんが、将来の雇用状況、わが国の雇用条件、いろいろな事情というものも考慮いたしまして考えてみなければ、十分な結果というのも期待しがたいのじゃないかというようなことをございまして、現在検討中でございまして、まだ結論を得たわけでも何でもございません。

○山崎昇君 すると、この新聞報道は誤りですかね。かなり具体的に書いてあるわけです。たとえば五十五歳までは年功序列型賃金でいくが、五十五歳を過ぎたら一べんやめさせて別な賃金体系でやるとか、あるいはそのほかの年金との関係でありますとか、かなり詳細に述べられております。あなたがいま検討中だと言つうのですが、それなら検討中だからあまり公開できないとあなたおっしゃると思うのだが、あなたの考えておる内容をもし公開できるなら公開できる範囲だけつこうでですから説明をしてもらいたいと思います。

○政府委員(長野士郎君) 現在まだいろいろな資料を整理いたしておりまして、いろんな観点から検討中でございます。私どもがおぼろげに予定しておりますのは、単純な定年制というもののだけでも十分目的を達するということに一体なるのかならないのか、国の将来の雇用条件その他はつきりすぐ数年後にはあらわれてくるいろいろな状況があるわけでございます。そういうものについて関係の各省なり関係の機関はどう考えておるのか、いろんな資料をいま集めまして検討をしておる、検討の緒についておるという状況でございます。内容についてはまだ申し上げる段階に至つております。

Digitized by srujanika@gmail.com

○山崎昇君 そうすると、あれですか、これは新聞報道ですから、この新聞報道は誤りだということになりますか。まあ誤りといえばあなたのほうでも表現上困る場合もあるけれども、正確ではない、この新聞報道は、そう思つていいですか。

○政府委員(長野士郎君) その報道はおっしゃるより正確を欠いておると思います。

○山崎昇君 そうすると、重ねてお聞きしますが、正確ではない、ただ将来の労働人口等も考えながら定年制そのものについては検討開始をしておる、こういう段階だというふうなあなたの答弁だと思いますが、いいですか。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございま

す。

○山崎昇君 そうするとね、ちょっと私は日にち

が確認できぬで困っているのですが、全国の何

か市議長会議に一世話人会議が幹事会議か知り

ませんが、そこに自治省の幹部が出られて、定年

制は当分やりませんというあいさつをしていった

と私ども聞いているのですが、これもほんとうで

すが、違いますか。

○政府委員(長野士郎君) 定年制については山崎

委員も御承知のように、実は昨年の通常国会に提

案するという準備までいたしまして、それが提案

に至らずに終わつたというような経緯がございま

す。したがつて、いまそこにお示しになりました

時点がいかよく存じませんけれども、かりにそ

の近いところでありましたならば、当分やりませ

んというようなお話を出たかと思ひますが、私ど

ものほうでは、自治省としては目下検討中である

ということに尽きるのではないかと思ひます。

○山崎昇君 そうすると、目下検討中だというこ

となんですが、この新聞報道は不正確だ、そうす

ると、次期の通常国会には出さないということに

論理上なってきますわね。この新聞はそうなつて

いるわけだ、その占はどうなりますか。

○政府委員(長野士郎君) 提案するしないという

ようなことは、私ども事務屋の考るところじや

ないわけでござります。したがつて、定年制につ

いての結論がいつごろまでに出るか出ないかとい

うようなこと題でございますと、これはいまのこと

何とも申し上げようがない、こうしたことしか

言えないわけでござります。

○山崎昇君 それはおかしいじゃないですか。あ

なた自分でやつておつて、今度いつ結論出すかわ

からぬというのは少しおかしいじゃないですか。

○山崎昇君 あなた自身がいま作業を進めてい

まないじゃないですか。ですから、事務当局の答

弁なら、それはいいかげんだ。あなたのほうの事

務当局では、それじゃいつごろをめどにやってい

るのですか。それから国会に提案するかしないか

は第二の政治的判断になると思うから、それは大

臣から聞きたいと思っていります。

○山崎昇君 どうもこれは地方行政委員会でない

問題でございまして、いま来国会とか、この次

の通常国会に出しますとか、出しませんとかと申

し上げる段階でないと考えております。

○山崎昇君 どうもこれは地方行政委員会でない

問題でございまして、いま来国会とか、この次

の通常国会に出しますとか、出しませんとかと申

し上げる段階でないと考えております。

○山崎昇君 この団体交渉は、時間がたつてしま

えば意味がないんですね、ですから、いま拒否

されたから、自治省をお助けくださいと言つたつ

て、それは間に合うものではないと思う。ですか

ら、私は一般的にそういう理理事者があつてはなら

ぬし、また許してもおかれないと思う。そこで日

ごろからあなた方の指導面と/or>いうことがやはり重

要性を帶びてくるのが一つと、もう一つは、何と

いつても日本の労使間と/or>いうものは、ある程度法

律で規制をされているわけですから、法制的にそ

ういう場合の職員団体の救済措置なり、逆に言え

ば、理理事側に対する制裁措置なりをつくつてお

く必要があるのではないか、そうでなければ残念

でありますけれども、労使間と/or>いうものはうまく

いかないのでないか、こう思うわけです。私がや

り自分で経験した例だけで言えば、これはかつ

ての静岡の市役所の問題もそうでありますけれど

も、市長が暴力団を雇つてきて組合事務所に板を

打ちつけてしまう、あるいは店内に毎日一室を与

えて二十人ぐらい暴力団を雇つて、交渉に行けば

その席上に出てきていやがらせを行なうとか、こ

ういうことをやられても組合側は何の制裁もでき

ないですから私はやはり正常な労使間とい

うのか、まずお聞きをしておきたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) たとえば地方公務員法

によりまして、登録団体の交渉に対しては、當

局は交渉に応じなければならない地位に立つと、

まあ、このことばいろいろ公務員法制定の當時も

問題になりましたが、いわばやはり一種の応諾の

義務を当局が持つてゐるものと平易に解釈するの

がほんとうだとと思うのでございます。そういう意

味におきましては、なるほどそれに対して制裁規

定等がございませんけれども、これはやはりこの

定年にするがいいかというような問題で、非常に

今後検討をしなければならない問題、非常にむず

かしい問題がたくさんございます。したがいまし

て、ただいま局長からは年内を目途としておると

申しましたが、はたして年内にそのたむづか

しい問題に対する妥当な結論が得られるかどうか

を、あなた指示して作業は進めなければ作業は進

まないぢやないですか。ですから、事務当局の答

弁なら、それはいいかげんだ。あなたのほうの事

務当局では、それじゃいつごろをめどにやってい

るのですか。それから国会に提案するかしないか

は第二の政治的判断になると思うから、それは大

臣から聞きたいと思っていります。

○政府委員(長野士郎君) 事務的には現在基礎的

な資料の収集中の段階でござります。それがある

程度収集できましたところで、秋からいろいろ本

格的な検討に入りたいと思つております。

○政府委員(長野士郎君) 事務的には現在基礎的

な資料の収集中の段階でござります。それがある

程度収集できましたところで、秋からいろいろ本

格的な検討に入りたいと思つております。

○山崎昇君 どうもこれは地方行政委員会でない

問題でございまして、いま来国会とか、この次

の通常国会に出しますとか、出しませんとかと申

し上げる段階でないと考えております。

○山崎昇君 どうもこれは地方行政委員会でない

問題でございまして、いま来国会とか、この次

の通常国会に出しますとか、出しませんとかと申

官員についてだけは、職員団体の救済措置といふものはないわけです。そういうものについて自治省は今後法制的にやつていいこうという姿勢があるのかどうか、そういう考え方があるのかどうか、あるいは検討されておるのかどうか。そういう点もう一べんひとつ聞いておきたい。

○國務大臣（藤枝亮介君） まあそういうことを言うとおしかりを受けるのかもしれません、一般の民間の労働組合とその使用者という、その使用者という立場より、地方公共団体の長あるいは当局というものは、一面においては、その使用している地方公務員の地位の向上を、たとえ要求がなくとも考えていかなければならぬ立場にあるわけでございます。したがいまして、たとえばいまの五十五条の問題なども、そういう地位に立つという者は、それはもう明らかにそういう地位に立つてやるということを法律も予定をいたしますし、われわれもそれを予定いたしておるわけでございますので、実は法制的にそれをどうしようかということを、今まで検討いたしたことはございません。しかしながら、先ほども申し上げましたように、そういう地位にあるのですから、そういう地方の当局に対しましては、これら地方公務員法をはじめ、各労働関係の法規や、あるいは従来の慣行や、そういうものを十分尊重して、常に職員団体の権利を守っていくという態度をとるようさらには指導してまいりたいと思います。

なお、実は現在中断されはなはだ残念なんですが、こういふが、こういう基本的な問題について、例の公務員制度審議会等も十分審議をされるべき一つの項目だったと思うのでございますが、いま空中分解のような形になつておりまして、非常に私は残念であります。ああいう公務員制度審議会というようなものも再開されて、これらいろいろな公務についている人たちのいろいろな労働問題の基本について御審議をいただければ幸いだと、こういうふうに私は考えております。

○山崎昇君 そこで大臣、重要さを帶びてくるのは人事委員会の存在なんですね。ところが、たい

「へんこれも残念なんですが、ドライヤー報告によると、いろいろ実情を調べてみたけれども、いよいよ人事委員会というのはどうも公平性というものが確保されちゃう。そういう指摘をしてるわけあります。それを私なりにいま考えてみると、なるほどいまの人事委員会というのは三名の委員でありますけれども、ほとんどが使用者側を代表するような方々で委員が占められてる。いわば、もとと端的な言い方をすれば、働く者を代表する委員というのは絶無なんです。一人もいなさい。こういう状況から、このドライヤー報告では、一般的に公平性を有しておるとは思われないという指摘をしてるわけです。そこで、このようないう人事委員会のこのドライヤー報告の指摘について大臣はどうのうに考えるのか。さらに、この人事委員会に労働条件の監督その他はほとんどまかせているのです。たとえば労働基準法でいえば、相当程度のものが人事委員会で監督することになっておる。私どもから言うと、使用者を代表するようなものに、使用者がやらないことについて監督権を与えているわけですから、まあきたなすことばで言えば、どうぼうにさらにどうぼうをやりなさいと言わぬばかりの法律体系になつていいのですから、この人事委員会について、第一に公平性を欠いておるのだが、それを守るためには、自治省として、今後、労働者を代表する委員は必ず一名入れるなら入れるとか、そういう指導をするお考えがあるのかどうか。それから、いま労働基準法の適用を排除して人事委員会はほとんどどの権限を譲っていますが、これはやはり専門に労働基準について扱う労働基準局に返すべきではないのか、そういうところで監督すべきではないかと思うのだが、この二点についてまず聞きたい。

○國務大臣(藤枝東京介君) 第一に、ドライヤー報告において、地方の人事委員会が公平を確保していない疑いがあると申しますが、そういう意味のことと言われておりますことは承知いたしております。どういうところをさされたかいま、山崎さんが御指摘になるように、どうも当局の鼻息は

じやないかがつているような者ばかり選んでおるのも見ておりますが、私は実際承認だつて、それも保守党的議員が多いところばかりじやないかというおしかりを受けるかもしませんが、しかし、少なくともそういう議会の議決も経るというよなことで、できるだけ第三者的、中立的な公平な人を選ぶように努力をしておると思うでございまして、こういう方面をさらに努力をさせてまいりたいと思います。そういう意味で、この第三者的と申しますか、公平などいう意味からいきますと、いわゆる労働委員会のように三者構成的なものにするということがはたして妥当かどうか、こういう点もございまして、現在、労働者の側を代表するものを必ず委員に入れろというようなことを申すつも私はございませんので、むしろそういうほんとうに中立的な第三者的な者を選ぶ努力を都道府県知事等がやっていただきたいと考えておる次第でござります。

と思うのでござります。ただ、何かまたおまえをういう審議会等に逃げてしまるのはけしからぬぞとおしかりを受けるかもしませんが、こういう問題につきまして、要するに労働三法から離して、國家公務員なり地方公務員というものを各公務員法によって律して、あるいはそれに対しても第三者的な機関として人事院なり人事委員会を設けた。こういう制度でござります。しかし、それをいま御提言のようなことにするために、そういうことをまたひっくり返すことに一部なるのでございまして、そういう意味におきましては、公務員制度審議会のようなところでひとつ御審議をいただくことが一番いいのぢやないかというふうに私は考えておるわけでござります。

○山崎君 公務員制度審議会で私は議論することも大切だと思うのですが、せつかくこういう機会ですから、そうしてこういうドライバー報告といたががきちつて出でるわけです。これは自治議会にはからうが、はかるまいが、その前にあなた方は忠実にこういうものをどう実現をするのか、具体的にどうするのかということ、やるあなた方義務を持つているのじやないか。ですから、私がいま聞いておるのは、労働組合の発言権を認めなさいと、こう言つておるわけです。ですから、これからあなた方は各地方自治体を指導する場合には、当然、人事委員の任命等にあたつては、この団体と話をするなり、あるいはもつと一步進むなら、労働者を代表する委員を一名加えて、そうして絶えず人事委員会の中へ労働者の意見というものを吸収するようになりますが労使間の正しいやり方じやないか。そういう意味で、私はこのドライバー報告というものを真剣にあなた方は検討して、そして、あなた方みずからが研究されて実施できるものをお私はいま言つておるのです。ほんとうは全部これはあなた方に聞きたいのですが、

時間の制約がありますから、もう少しで終わりますけれども、少なくともいま一番地方で給与、身分、あるいは服務その他を扱う人事委員会に、労働組合が何の発言権もないということについて私は納得できないから、せめてこの条項でいま質問しているわけです。ですから、大臣としては、一ぺんに労働組合の同意を得なければ人事委員会を任命しちゃいかぬとか、そういうふうなことまではいかないと思うけれども、少なくともこのドライヤー報告を忠実にやつてもらいたい。ですから、やつぱりあなたから各地方自治体に対して、このドライヤー報告をすなおに理解をして、今後、労働組合と話をしなさい、できるならば労働者を代表する委員を一名くらい加えなさい。そういうあなたの指導方針があつてしかるべきじゃないか、そういう意味で大臣にもう一ぺんきらつとした答弁を聞きたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) 第一に、先ほども申上げましたが、地方の人事委員会、これは労働委員会のような三権構成でやる性格のものではないように私は考へるわけでございます。したがつて、しかし、公平性あるいは第三者性というものを確保するようにやつていかなければならぬと思ひます。この人事委員を選ぶ際に職員団体の意見を聞くということにつきまして指導をするかといふことございますが、そういうことが事実上行なわれることは私は一向かまわないと思います。団体交渉という意味ではなくて、職員団体の意見も聞くという事実の行なわれることは、これは否定するものじゃございません。ただ、それをすべて各都道府県にそういうことをやりなさいというのがはたして妥当であるかどうか。これもひとつもう少しこのドライヤー報告——一方においては、そういう問題について公務員制度審議会にかけなさいということもござりますので、それらもあわせまして、もう少し考慮させていただきたいと思います。

○山崎昇君 いま大臣から積極的に指導することについては考へさせてもらいたい、しかし、事実

行為として各地方自治体で組合と話をされることはけつこうですと、こういうことであります。それ

じやそれだけのことでもいいから、あなたの自治体に言つてくださいよ。そうでなければ自治体はで

きないじゃないか。「国会のこの委員会で大臣が意見を述べているのだから一番いいじゃないか。」

と呼ぶ者あり、「それはここで何があなたがうまいことを言つたって実際問題はそうでないのだ。私

はあなたが言われたとおり実際行なわれているなら、いまそつちで言つたとおり、はいと言います

よ。そうでないから私は言つてゐるのだよ。ですか

ら、私はそつちからのやじもありますから、時間の制約もあるし、かなり気にしておるようですか

ら、もうそろそろ集約に入つていきますけれども、ただ、このドライヤー報告というのは単に報

告書だというふうに考えずに、実際問題としてどうやつたらほんとうに公平性が保てるのか、ある

いは職員の意向というものが反映されていくのか、そういうことももっと真剣に私は考えてもら

いたい。そういう意味で、今後私のほうは私のほうでは、この自治法の附則の八条をどういうふ

うで指導いたします、各組合を。ですが、事実問題として労働組合の意見を聞いて人事委員等を任

命するようにひとつ指導してもらう、このことを言つておきたいと思うのです。

それから労使間の問題、たくさんあるのです

が、大臣がいかれるそうですから、もう一点だけにとどめておきたいと思うのですが、同じくドライ

ヤー報告で、どうも日本の政府といふのは過度の法律尊重主義におちいつちやつしているのじゃない

か。何でもかんでも法律法律で実施しているの

は大体話し合いがつくるでござりますが、まだ私どもの努力の足りない結果、他の関係におきまし

しております。率直に申し上げまして、運輸省関係が正しいものと考へまして、各省との交渉をいた

しておられます。運輸省関係全体を一括して解決いたしましたがつて、運輸省との話がある程度ついたらそ

れだけやるとか、そういう形でなくて、他の問題

で結論に至つております。私どもはそういうこ

とにあります。だから、もつと具体的に言つてくださいよ。どうするのですか。二十年も投

げておいて、二十年の間同じことを言つて、それ

では私ははいとは言えません。自治大臣としては具体的にどうするのだ。いつまでにどうするかとい

うことを明確にしてください、この点は。

○国務大臣(藤枝泉介君) おしかりは重々わかる

のでござりますけれども、いつまでにどうする

とお尋ねいたします。それは身分移管の点、これ

をあなたに聞きます。あとは政府委員に「二、三こ

まかいことを聞きますが、「時間がないよ」と呼

ぶ者あり)時間はまだまだゆっくりだよ。

さつき地方自治法ができるとこどは二十年だ、

二十年間投げっぱなしになつておるわけです。

「当分の間」ということとばで何にも措置されていな

い。そこで、今度出ました臨時行政調査会の勧告

なり、あるいは行政管理委員会の勧告なり、こう

いうのを見ていると、すみやかに都道府県に委譲

しないと、こうなつておるわけですね。あなたのほうでは、この自治法の附則の八条をどういうふ

うにされるのか、あるいはどういうふうに検討されてどうされようとしておるのか、ひとつ大臣か

らこれは聞いておきたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) 「当分の間」が二十年になつてしまつたわけですが、臨調の答申もございまし、われわれももちろん臨調の答申

が正しいものと考へまして、各省との交渉をいたしております。率直に申し上げまして、運輸省関係もございまし、われわれももちろん臨調の答申

が正しいものと考へまして、各省との交渉をいた

しておられます。運輸省関係全体を一括して解決いたしましたがつて、運輸省との話がある程度ついたらそ

れだけやるとか、そういう形でなくて、他の問題

で結論に至つております。私どもはそういうこ

とにあります。だから、もつと具体的に言つてくださいよ。どうするのですか。二十年も投

げておいて、二十年の間同じことを言つて、それ

では私ははいとは言えません。自治大臣としては具体的にどうするのだ。いつまでにどうするかとい

うことを明確にしてください、この点は。

○国務大臣(藤枝泉介君) おしかりは重々わかる

のでござりますけれども、いつまでにどうする

とお尋ねいたします。それは身分移管の点、これ

をあなたに聞きます。あとは政府委員に「二、三こ

まかいことを聞きますが、「時間がないよ」と呼

ぶ者あり)時間はまだまだゆっくりだよ。

さつき地方自治法ができるとこどは二十年だ、

二十年間投げっぱなしになつておるわけです。

「当分の間」ということとばで何にも措置されていな

い。そこで、今度出ました臨時行政調査会の勧告

なり、あるいは行政管理委員会の勧告なり、こう

いうのを見ていると、すみやかに都道府県に委譲

しないと、こうなつておるわけですね。あなたのほうでは、この自治法の附則の八条をどういうふ

うにされるのか、あるいはどういうふうに検討されてどうされようとしておるのか、ひとつ大臣か

らこれは聞いておきたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) それはわかつたですよ。折衝してい

ることとはわかつたけれども、具体的にいつまでに

どうするのですか。二十年も投げっぱなしにしておいて、自治体は困つている。そして、どの自

治体もおおむねやはり委譲すべきだといふ、あれ

だけ膨大な金をかけてきめた臨時行政調査会もそ

う言つておるし、行政監理委員会もそう言つてお

る。やらないのは政府だけじゃないですか、怠慢

なのは。だから、もつと具体的に言つてくださいよ。そうでなければ私は承服しない。二十年も投

げておいて、二十年の間同じことを言つて、それ

では私ははいとは言えません。自治大臣としては具体的にどうするのだ。いつまでにどうするかとい

うことを明確にしてください、この点は。

○国務大臣(藤枝泉介君) おしかりは重々わかる

のでござりますけれども、いつまでにどうする

とお尋ねいたします。それは身分移管の点、これ

をあなたに聞きます。あとは政府委員に「二、三こ

まかいことを聞きますが、「時間がないよ」と呼

ぶ者あり)時間はまだまだゆっくりだよ。

さつき地方自治法ができるとこどは二十年だ、

二十年間投げっぱなしになつておるわけです。

「当分の間」ということとばで何にも措置されていな

い。そこで、今度出ました臨時行政調査会の勧告

なり、あるいは行政管理委員会の勧告なり、こう

いうのを見ていると、すみやかに都道府県に委譲

しないと、こうなつておるわけですね。あなたのほうでは、この自治法の附則の八条をどういうふ

うにされるのか、あるいはどういうふうに検討されてどうされようとしておるのか、ひとつ大臣か

らこれは聞いておきたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) それはわかつたですよ。折衝してい

ることとはわかつたけれども、具体的にいつまでに

どうするのですか。二十年も投げっぱなしにしておいて、自治体は困つている。そして、どの自

治体もおおむねやはり委譲すべきだといふ、あれ

だけ膨大な金をかけてきめた臨時行政調査会もそ

う言つておるし、行政監理委員会もそう言つてお

る。やらないのは政府だけじゃないですか、怠慢

なのは。だから、もつと具体的に言つてくださいよ。そうでなければ私は承服しない。二十年も投

げておいて、二十年の間同じことを言つて、それ

では私ははいとは言えません。自治大臣としては具体的にどうするのだ。いつまでにどうするかとい

うことを明確にしてください、この点は。

○国務大臣(藤枝泉介君) おしかりは重々わかる

のでござりますけれども、いつまでにどうする

とお尋ねいたします。それは身分移管の点、これ

をあなたに聞きます。あとは政府委員に「二、三こ

まかいことを聞きますが、「時間がないよ」と呼

ぶ者あり)時間はまだまだゆっくりだよ。

さつき地方自治法ができるとこどは二十年だ、

二十年間投げっぱなしになつておるわけです。

「当分の間」ということとばで何にも措置されていな

い。そこで、今度出ました臨時行政調査会の勧告

なり、あるいは行政管理委員会の勧告なり、こう

いうのを見ていると、すみやかに都道府県に委譲

しないと、こうなつておるわけですね。あなたのほうでは、この自治法の附則の八条をどういうふ

うにされるのか、あるいはどういうふうに検討されてどうされようとしておるのか、ひとつ大臣か

らこれは聞いておきたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) それはわかつたですよ。折衝してい

ることとはわかつたけれども、具体的にいつまでに

どうするのですか。二十年も投げっぱなしにしておいて、自治体は困つている。そして、どの自

治体もおおむねやはり委譲すべきだといふ、あれ

だけ膨大な金をかけてきめた臨時行政調査会もそ

う言つておるし、行政監理委員会もそう言つてお

る。やらないのは政府だけじゃないですか、怠慢

なのは。だから、もつと具体的に言つてくださいよ。そうでなければ私は承服しない。二十年も投

げておいて、二十年の間同じことを言つて、それ

では私ははいとは言えません。自治大臣としては具体的にどうするのだ。いつまでにどうするかとい

うことを明確にしてください、この点は。

○国務大臣(藤枝泉介君) おしかりは重々わかる

のでござりますけれども、いつまでにどうする

とお尋ねいたします。それは身分移管の点、これ

をあなたに聞きます。あとは政府委員に「二、三こ

まかいことを聞きますが、「時間がないよ」と呼

ぶ者あり)時間はまだまだゆっくりだよ。

さつき地方自治法ができるとこどは二十年だ、

二十年間投げっぱなしになつておるわけです。

「当分の間」ということとばで何にも措置されていな

い。そこで、今度出ました臨時行政調査会の勧告

なり、あるいは行政管理委員会の勧告なり、こう

いうのを見ていると、すみやかに都道府県に委譲

しないと、こうなつておるわけですね。あなたのほうでは、この自治法の附則の八条をどういうふ

うにされるのか、あるいはどういうふうに検討されてどうされようとしておるのか、ひとつ大臣か

らこれは聞いておきたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) それはわかつたですよ。折衝してい

ることとはわかつたけれども、具体的にいつまでに

どうするのですか。二十年も投げっぱなしにしておいて、自治体は困つている。そして、どの自

治体もおおむねやはり委譲すべきだといふ、あれ

だけ膨大な金をかけてきめた臨時行政調査会もそ

う言つておるし、行政監理委員会もそう言つてお

る。やらないのは政府だけじゃないですか、怠慢

なのは。だから、もつと具体的に言つてくださいよ。そうでなければ私は承服しない。二十年も投

げておいて、二十年の間同じことを言つて、それ

では私ははいとは言えません。自治大臣としては具体的にどうするのだ。いつまでにどうするかとい

うことを明確にしてください、この点は。

○国務大臣(藤枝泉介君) おしかりは重々わかる

のでござりますけれども、いつまでにどうする

とお尋ねいたします。それは身分移管の点、これ

をあなたに聞きます。あとは政府委員に「二、三こ

まかいことを聞きますが、「時間がないよ」と呼

ぶ者あり)時間はまだまだゆっくりだよ。

さつき地方自治法ができるとこどは二十年だ、

二十年間投げっぱなしになつておるわけです。

「当分の間」ということとばで何にも措置されていな

い。そこで、今度出ました臨時行政調査会の勧告

なり、あるいは行政管理委員会の勧告なり、こう

いうのを見ていると、すみやかに都道府県に委譲

しないと、こうなつておるわけですね。あなたのほうでは、この自治法の附則の八条をどういうふ

うにされるのか、あるいはどういうふうに検討されてどうされようとしておるのか、ひとつ大臣か

らこれは聞いておきたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) それはわかつたですよ。折衝してい

ることとはわかつたけれども、具体的にいつまでに

どうするのですか。二十年も投げっぱなしにしておいて、自治体は困つている。そして、どの自

治体もおおむねやはり委譲すべきだといふ、あれ

だけ膨大な金をかけてきめた臨時行政調査会もそ

う言つておるし、行政監理委員会もそう言つてお

る。やらないのは政府だけじゃないですか、怠慢

なのは。だから、もつと具体的に言つてくださいよ。そうでなければ私は承服しない。二十年も投

げておいて、二十年の間同じことを言つて、それ

では私ははいとは言えません。自治大臣としては具体的にどうするのだ。いつまでにどうするかとい

うことを明確にしてください、この点は。

○国務大臣(藤枝泉介君) おしかりは重々わかる

のでござりますけれども、いつまでにどうする

とお尋ねいたします。それは身分移管の点、これ

をあなたに聞きます。あとは政府委員に「二、三こ

まかいことを聞きますが、「時間がないよ」と呼

ぶ者あり)時間はまだまだゆっくりだよ。

さつき地方自治法ができるとこどは二十年だ、

二十年間投げっぱなしになつておるわけです。

「当分の間」ということとばで何にも措置されていな

い。そこで、今度出ました臨時行政調査会の勧告

なり、あるいは行政管理委員会の勧告なり、こう

いうのを見ていると、すみやかに都道府県に委譲

しないと、こうなつておるわけですね。あなたのほうでは、この自治法の附則の八条をどういうふ

うにされるのか、あるいはどういうふうに検討されてどうされようとしておるのか、ひとつ大臣か

らこれは聞いておきたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) それはわかつたですよ。折衝してい

ることとはわかつたけれども、具体的にいつまでに

どうするのですか。二十年も投げっぱなしにしておいて、自治体は困つている。そして、どの自

治体もおおむねやはり委譲すべきだといふ、あれ

だけ膨大な金をかけてきめた臨時行政調査会もそ

う言つておるし、行政監理委員会もそう言つてお

る。やらないのは

い  
公の機関なら、はんしのたとくに、おのれの手  
項を読むのでござりますが、そういう問題がござ  
います。その辺をもう少し詰めないと、いつとい  
う御確約をできない現段階でございます。

私が言質をとるとか、あれはどうするとか、そちらとして、大体めどをどうするつもりですか、あなた自身として。自治大臣として、それはあとでいうことでお尋ねをするわけではありませんから、自治大臣としての決意は、大体いつごろまでにどういう方法でやるということぐらいまでは明らかにしてもらいたい。あの次の委員会で、あなたはそう言つたじやないか、あなたはうそつきじゃないかとか、そういうけちくさいことを言って責めようとしているのではないので、せめ言つて、あなたは自治大臣なんだから、私としてはこのくらいのことをしますということとくらいは具体的に答弁してください。

○國務大臣(藤枝泉介君) 私としては一刻も早く  
そういうことなんで、しかも、それは地方へ委譲す  
るという形で、そういう方向でということでき  
ります。

○山崎昇君 一刻も早くといったって、あなたに  
ね、役所の可及的すみやかにということばと同じ  
で、それは私どもやはりわからないのです。だか  
ら、あなたの一刻も早くという一刻は大体長さは  
どのくらいですか、長さは、一刻の長さは。大体  
一番長いところでどの辺ですか、短いところで  
は、一刻もと言うのですから、ことしの暮れであ  
りの国会だと思うのですが、長くてどのくらいで  
すか、この一刻の幅は。

○國務大臣(藤枝泉介君) どうも現在においてお  
そくともいつまでというようなことを申し上げる  
段階でないでの、申しわけないのでですが、まあ要  
するに、どうせ法律の改正を願わなければならぬ  
わけでございますから、そういう早い機会といふ  
でございます。

○山崎昇君 やめますが、どうも私のほうばかりが悪いのだが、ただ、この問題ととかいうことでなしに、いざな十年間も放置をされて実際には起きて困っているわけですね。たゞ題にしろ、あるいは他の労働者、あるいは職務上の監督にしろ、あるいは大々的にいろいろなことを題にし、きわめてこれは困つてますから一方では地方自治法施行令なんで大々的にいろいろなことを片方では二十年間も、やろうと申すところではないのに放置されている、機関はすべて都道府県に委託しているのに政府は具体的に干渉するという状況なんです。ですから、あなたたの任期があるのかわかりませんが、あなたの任期中にこれは国会ともあなたたの任期中にこれは国会でもおきたいと思うのです。

あるのですが、締めにします、たいへん希望もあらるようですから。そこで私は最後に、今度のこの法律改正案を見るというと、何かその理由の一つに、公務員の数がすいぶんふえたから公務員部でなければならぬのだという一つの理由があるようです。ところがもった資料を見ると、これはふえているのは学校の先生と警察なんですね、あるいは消防関係、そうして私から言うと、計画を立てるとか、あるいは企画をするという部門は、多公務員はふえたからまるまるふやさなくともいいとは言いませんけれども、ふえたから公務員をふやすということにはならないのじゃないか、これは。これは総理府の人事局のようにな、あそこで全部やるとか、あるいは自治体の人事課のようにな実際に業務をいろいろやるところなら多少私は理解をします。しかし、そうではないのですね。多

少の公務員があふえたからといってあなたのほうの計画がむずかしくなるわけじゃない、それから職種もそんなにふえているわけではないのです。そうなれば、今度の改正案で公務員部をつくらなければならぬという理由はきわめて薄弱ではないのだろうか。私は先ほど来申し上げているようなことを腹の中に持つて、もととひねたものの言い方をすれば、何かまた地方自治体を統制をする指導をするという名前のものとに、あるいは調査という名前のもとに、自治省がいよいよ統制力を強めてくるのではないのかという心配がされておる、ですから、私はこの公務員部の設置にはどうしても賛成できませんし、それから職員の増ということは必ずしも必要ないのじやないか、こう思うのですが、どうですか。

は、何か新たにいろいろな計画をされるというの  
だが、何もないじゃないですか。だから、私はそ  
ういう意味で言うと、あのふえた中身を分析をし  
たら、あなたの方の、員数をふやしてどうかしなけ  
ればならぬようなものではないのじゃないのだろ  
うか。それよりあなたのねらいというのは、公  
務員部をつくって、先ほど来私どもが言っている  
ように、さらに地方自治体を統制するようなこと  
ばかりやるのじやないかという心配が先なんだ、  
だから、あなたの方の説明しているこの内容では私  
はどうしても納得できない。計画立案といつたつ  
て、そんなに関係ないじやないですか。

○國務大臣（藤枝泉介君） 先ほどお答えいたした  
ように、地方公務員がふえたからというのじやな  
くて、多種多様な職種を持つていて二百三十万に  
も及ぶ地方公務員がおる。現在おる、それに対し  
てその公務員制度のいろいろな問題について調査  
とか立案をしたり、あるいは先ほど申しましたよ  
うに、まだまだ十分近代的な人事管理に習熟して  
いない管理者などに對して、近代的な人事管理が  
十分できるような、そうして結局公務員の地位が  
向上され、それによって能率的な行政が行なわ  
れ、地方住民の幸福になる、こういうような観点  
からいたしましたので、御指摘のように、この公  
務員部をつくって、さらにその人事管理面におい  
ていかにも職員団体その他を縮めつけるのだ、あ  
るいはそれによつて地方団体をおどかして、そうち  
う、自分の思うようにさせるのだというような  
意図はさらさらないことだけは御理解をいただき  
たいと思います。

○山崎昇君 それじゃ、もう最後にします。いま  
大臣からそういうお答えたから、私は信用してお  
きます、一応は。しかし、どうしても私は危惧に  
感ずることは、最近の自治省の調査のやり方、指  
導のやり方、あるいはその調査内容等を見ても、  
職員団体を縮めつける、あるいは地方自治体に対  
してどうも必要以上に干渉がましいことが多い。  
ですから、この公務員部がつくられれば、よけい

そういうことになるのじやないかという心配がある。そういう意味で、大臣はそういうことは決してしません、こう言うので、私は一応、大臣のことばだけを信用して、賛成するわけじゃありませんけれども、私の質問を終わりたいと思います。

○多田省吾君 本案につきまして二、三お伺いしたいと思いますので、ひとつ簡明にお答えいただけます。

最初に、行政改革あるいは地方制度調査会の答申にも言われるよう、行政事務の簡素化とか、あるいは行政の再配分、さらには財源の再配分などの問題で真剣に検討して実施しなければならない段階に来ていると思いますけれども、自治大臣としては、この問題に対してもどのようにお考えになつておられるか。

○國務大臣(藤枝景介君) 行政事務の再配分につきましては、すでに地方制度調査会におきましていろいろ御答申をいたしております。その線に沿つてぜひやりたいと考えておるのでございますが、しかし、それに伴う財源の再配分につきましては、まだ地方制度調査会におきまして御審議をいただく必要がございますので、これらと相まちまして実行してまいりたいと考えております。

&lt;/

のところ逐年常備消防を設置いたします市町村の数をふやしてまいります。今後さらにその努力を続けてまいりたいと思います。

○多田省吾君 消防庁職員の定員増に関する提案

理由の説明の中にも、最近、交通事故等の激増に対処して、救急業務の指導体制を強化する、こう伴って、消防署の仕事の過半数は救急業務によって占められる、このようにも思われますけれども、政令で定める専門救急隊員といふものは、定員に対して何名ぐらい、何名ぐらい不足しておりますか、お伺いしたい。

○政府委員(佐久間彌君) 救急隊員の定員は政令では定めておりません。政令では救急業務をやらなきゃならぬという義務づけました市を指定いたしておるわけでございます。その市におきましても、それぞれ所要の救急隊員を充足するわけでござりますが、小さいところにおきましては、一台の救急車に対しまして一回三人づつ乗りますが、これが二交代で六人というのを基準にいたしております。現状におきましては、その三人は、これは基準財政需要額にも計上いたしておりますので、これは大体充足されておりますが、あと三人につきましては、これは兼任の職員というところで、火災のないときにはその者が救急業務を勤務する、こういう状況になつております。

○多田省吾君 火災に出動する消防車の出動回数は、比率は大体どの程度でありますか。

○政府委員(佐久間彌君) 昭和四十一年中の救急出場件数でございますが、全国で四十二万九千九百七十二件になつております。で、そのうちで火災に出場いたしましたのは七千九十六でございまするから、パーセントにいたしますとどのくらいになりますか、四十三万のうち七千でございます。

○多田省吾君 私はこの本庁の職員の増員より

も、むしろこういった救急業務に携わっているそらいろ不備な点がございます。そこで、それらのものにつきましては、建築関係の法令、あるいは消防関係の法令につきまして、それを越えて霞が関ビルのよ

うな非常に高いものにつきましては、規定上もいか。

○国務大臣(藤枝泉介君) もちろん第一線の救急隊員の整備ということは必要でございますが、本省との、特に医師の関係で厚生省との連絡、あるいはまた第一線の救急業務に当たる者の指導、教育において救急隊員の整備をはかると同時に、やはり本庁職員もこの程度の増員は必要であると考えた次第でございます。

○多田省吾君 時間もありませんので、あと二、三點お伺いしますが、現在、震が関ビルのように三十六階建ての高層建築物、そういう高層建築物が激増する傾向にありますけれども、その火災防御の計画、あるいはそのほかにも地下街の火災とか、あるいは排煙車でございますとか、あるいは空港でございますとか、地下街でございますとか、そういうふうな、具体的な計画が早急に必要だと思ふ。現状におきましては、その三人は、これはあるいは人命救助に關してですね、ヘリコプターなども、たとえば排煙車とか、はしご車とか、化学消防車、またこの前も空港事故で問題になりましたが、科学消防力の整備につきましては、空から消防をするヘリコプターでございますとか、そうした、私どもは科学消防力と呼んでおりますが、非常に力を入れてやつているところでございま

す。さらに今後その点については努力していくべきでありますけれども、たとえば排煙車とか、はしご車とか、化学消防車、またこの前も空港事故で問題になりましたが、科学消防力の整備につきましては、空から消防をするヘリコプターでございますとか、あるいはヘリコプターの購入の際の補助なんかも、神奈川県の例なんかを見ましても必要ではな

いかと、こう思われるわけでござりますけれども、そういうふうな計画は今までできておりますが、

○政府委員(佐久間彌君) いろいろ御指摘いただきまして、建築関係の法律にいたしましても、あるいは消防関係の法律にいたしましても規制がないわけでもありますけれども、これはちょっと法案からはずしておられるのか、お答え願いたい。

○多田省吾君 消防庁長官にもう一点お伺いいた

ます。

○政府委員(佐久間彌君) いろいろ御指摘いただ

いて、たゞいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

これまでけれども、これはちょっと法案からはず

しておられるのか、お答え願いたい。

○政府委員(佐久間彌君) 私もそういうような事

例が、たしか新聞にも報道されましたことを読ん

だ記憶がございますが、消防団の任務につきま

しては法律に認められておるわけでございまし

て、ただいま御指摘になりましたような活動を団

として行なうというようなことは、これはもちろ

ん好ましくないことは申すまでもございません。

今後このようないふたつの事例があちこちに非常にあるとい

うことござりますれば、私ども注意いたした

いと存じます。

○多田省吾君 自治大臣にお尋ねしますけれども、

す。それを受けて、市町村長は自衛隊員の募集の広報、宣伝をやるということになつております。その広報、宣伝をやるために、市町村長等がいわゆる適格者名簿と申しますか、そういうものをつくつておるところもございます。このことと自体は法律で機関委任になつておりますのでございますから、その範囲において利用されるということはあり得ると思うわけでございます。ただ、それが元来地方住民の福祉増進のための基本になる台帳なんでございますから、それが地方の地域住民の福祉増進の支障になるようなことになつてはならないというふうに考えております。

○多田省吾君 選挙が一つ出ましたので、ついでに二点、この前調査を依頼しておる関係もございましてお尋ねしたい。一つは、神奈川県の清川村の村長選挙にからんで選挙管理委員長と管理委員が二人自殺しているわけですね。県選管にその後の経過というものは依頼しているそうでござりますが、その結果ですね。そしてこういった事態になつた姿、この前、松山でも傷害事件が起こりました。この選挙にからむ姿、当然選挙の開票事務なんかもルーズであるということも言われていいと思いますが、そういった点もからめて、大臣としてどのように責任を感じておられるか、そしてそれを具体的にどのように改善されようとしているか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 往々にして小さな町や村の長の選挙で激しい争いが起つて、いわば町や村を二分するような激しい選挙が行なわれるところがござります。そういう際に、たとえば愛媛県の松前町の事件のごとき、あるいは今回の神奈川のごとき、これらはまことに遺憾なことでござります。根本的には住民の何と申しますか、政治意識の高揚とかいうことになりますが、この選挙管理委員会等が常時明るく正しい選挙の啓発にとめておるのでございまして、今後もそういう点を通じまして、このような不祥事をなくしたい。また、選挙管理に従事する吏員等の教養につきましても、さらに意を用いてまいりたいと考え

ております。

○多田省吾君 この前もお尋ねしたんですけども、いわゆる公金の陣中見舞につきまして、長野県から具体的に、十萬円を村から、公共団体から公金が陣中見舞として出されておる、その点に關してお尋ねいたしました。それで何も罰則もなければ制限もない。そして何もやらないということはおかしいと思うのです。その後の調査で、資料要求しましたのでありますけれども、まだ出ておりません。どういう姿であるのか、またどういう行政指導をされても、選挙あるいは政治活動に關して寄付をしてはならないという制限があるのに、公金が陣中見舞に供されて、それで何も罰則もなければ制限もない。そして何もやらないということはおかしいと思うのです。その後の調査で、資料要求しましたのでありますけれども、まだ出ておりません。

○国務大臣(藤枝泉介君) 先般もお答え申しましたが、長野県のほうからは何ら照会はございません。しかし、直ちに調査に着手いたしまして、公金が特定の候補者に寄付されるというようなことは、これはもう地方自治法あるいは財政法の趣旨からいたしまして、公金を規律する根本的な法律にはすれば、そのようなことを規定する根柢の法律にはございません。それで、その意味におきまして、今後そのようなことの絶無を期すように指導してまいりたいと考へております。

○多田省吾君 今度、政治資金規正法の改正案が提出されておりますが、残念ながらまだ参議院にきておりません。それで一点だけお伺いしたいんです。それは今度の六月三十日の官報に記載されたものを見ましても、結局四十一年度において自民党に五十九億の収入があるのに、ほぼ二十億は寄付として記載されている。あと三十九億はもうみな特別会費とか、あるいは賛助費とかいうような名目で総額だけ記載されて明細がない。これは

いまの政治資金規正法の大きな盲点だらうと思

う。いまの改正案においては、その会費もあるいは党費も全部寄付とみなして申告を、記載をしなければならないようになつておりますけれども、それも今度は官報等に明細を全部公開できるようになつているんですか、それとも公開しなくて済むんですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 会社その他の団体がいたしますのは、会費等の名義をもつてしても、それは寄付とみなして、そして記載することになりますから、これは公表されることに相なります。

○多田省吾君 個人の寄付はどうですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 個人の寄付はもちろん寄付として公表されるわけでございます。

○多田省吾君 それでは最後に一点だけお尋ねします。

本年の八月上旬ごろ人事院勧告が行なわれると思いますが、当然、国家公務員のベースアップとともに地方公務員のベースアップも予定されます。しかし、直ちに調査に着手いたしまして、方公共団体の地方税の税収見込み、また国からの地方交付税はどの程度見込まれているのか、この三点を最後にお伺いをいたします。

○国務大臣(藤枝泉介君) これは人事院勧告がどのような形で出ますか、われわれの推測するところでございませんので、どの程度の額になりますか、いま申し上げかねるわけでございます。いずれも大体從来とも國家公務員に準じてやるわけですが、最近の事情を見ますといふと、それが好ましい方向ではなくに、非常に権力化してきている

傾向が見られます。そういう点において、ひとつ今後十分注意をしていただきたいと存じます。そこで、先ほど申したように、稲葉委員、それから山崎委員の質問もございましたが、だめ押しにならぬようで恐縮でございますけれども、一、二、三の質問をいたしますので御答弁をいただきたいと思います。

時間の関係から、まとめて質問をいたしますが、自治省内に公務員部を新設し、公務員に関する事務を強化するにあたりまして、地方公共団体の労使双方に対しても公正中立の立場で行政指導を行なうべきであると考えるのであります。このような考え方を持つておるか。これは若干説明をいたしますと、指導の具体的な態度といふも

のが均衡を欠いている点が非常にある。ということは、不当解雇等の調査をするときには、地方課を通じて、どちらかといえば無責任に調査をするところが処分をしろという指導、処分をしないことを指導するかしないか、そういうことはないと、こうおっしゃるのであります。葉委員も指摘されましたように、実は公務員課が直接県の総務部長等を呼びつけて厳格に申しつけをしている、こういう事態があつて、そういうもの処理する上において彈圧的なときは直接やるし、その調査をするときには地方課を通じていいかげんことになつてしまつ。これは公正を欠いていると私は思います。そういう点において、公

正中立の立場で行政の指導をするということはそういうことでござりますから、ひとつ御答弁をいただきたい。

それから第二点は、最近の地方財政の窮乏などの事情から、地方公務員の入件費総ワクを節減することが各地で見られるのであります。新しく設けられた公務員部は、これらの財政需要のいかんを問わず、地方公務員の待遇改善、定員確保、権利保護のために絶えず行政上注意を払い、積極的に発言をし、行政指導を行なうべきであると思うのですが、お考えを承りたい。これはあくまで公務員部は公務員の待遇改善等についてあたたかい思いやりをやる立場に立つて行政を運営していく、そういうことでありますから、予算の要求等においても、あらかじめ財政局から指示せられて、自主性を失つた形において予算要求等をするのではなくしてほんとうに公務員の立場に立つた実情に会つた、また、要求等を十分考慮されたい、そういう公務員部の自主的な立場で物事に処してほしい、こういう意味でございます。

それから次に、最近公務員の賃金に関する人事院勧告の実施にからんで、全国的な闘争が年々激化する傾向にあるのであります。このような場合に、地方公共団体においても、中央の労働問題から直接影響を受けることから、争議、紛争問題に入ることがあるのであります。公務員部はこ

れらの紛争について、地方自治体の自主性をおかれような介入指導はすべきでないと考えるのですが、どうのような考え方を持っていますか。特に任命権者の行なう懲戒処分等については、その具体的な内容にまで立ち入つて任命権者に実施を強制する、そういう指導をしないようなことをひとつ約束ができるかどうか、この点は何回も何回も質問されたところでござりますから、ひとつ確に御答弁をいただきたい。特に強制をするといふより何かするだけではなしに、間接的に、たとえば公務員制度研究会というようなものを通じて圧力を加える、こういうようなこともなきにしもあらずであります。そういうものを含めて、ひとつ地方自治の任命権者の自主性というものを尊重する意味において、そういうことがないということが約束できるかどうか、この点について御質問をいたしますので、御答弁を願いたいと思いま

○國務大臣(藤枝景介君) しばしばお答え申し上げましたように、今回、公務員部をつくりますのは、あくまで地方公務員の近代的な人事管理が確立されるようになつてございます。したがいまして、第一点としておあげになりました任命権者側と職員団体側と問題のありました際におきましても、常に自治省といたしましては公正な立場、公正な立場に立ちまして仕事を進めてまいりたいと考えます。

また、第一のこの公務員部のやりますする使命の大きな一つは、地方公務員の適正な待遇改善、過

正な人員の確保、あるいは公務員の個人的な権利の擁護、こうしたことを通じまして適正な近代的

人事管理が行なえ、そして地方公務員が安心してその職務に奉仕いたしまして、地方の住民の福祉を増進するということをございまして、公務

員部の大きな役割りの一つと考えておる次第でござります。

また第三に、現にこの懲戒処分等に限らず、人事管理についてはあくまで地方団体の自主性を尊重することは当然でございまして、御指摘なりました懲戒処分等につきまして、個々の具体的な問題について強制にわたるような指導等は絶対にいたさないつもりでございます。

○北村暢君 第二問について、趣旨はよくわかりましたが、特にこの労働運動に対する弾圧等について干渉をされない、このことをひとつはつきり御答弁をしておいていただきたいと思うのです

○國務大臣(藤枝景介君) もちろんこうした労使間の問題につきましては、それに干渉をするよう

○委員長(豊田 雅孝君) 速記をとめて。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

○委員長(豊田 雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後四時四十五分速記中止〕

○委員長(豊田 雅孝君) 〔午後五時一分速記開始〕

なお、恩給法等の一部を改正する法律案を除く  
二案は、衆議院におきましては修正議決であります。  
両案の衆議院における修正点の説明は、便宜  
関係政府当局から順次聽取することといたしま  
す。武藤主計局次長。

○政府委員(武藤謙一郎君) 委員長からのお話を

ござりますので、便宜衆議院における藤井勝志委  
員の修正の理由の説明を読ませていただきます。

御承知のとおり、公務員関係の年金制度につきま  
しては、昭和三十一年に公共企業体職員等共済組  
合法が施行されましたのを契機として、三十四年

には国家公務員、さらに三十七年には地方公務員  
についても、恩給と共済制度を統合した共済組合  
方式による新制度へと移行し、自來今日まで共済  
組合制度につき幾多の検討改善が加えられてきて  
いるところであります。

本年度におきましても、恩給法等の改正の内容  
に準じて、既裁定年金額の引き上げ等を行なうた  
め、政府より年金改定法案が提出せられたのであ  
りますが、この際、政府原案を修正して、所要の  
措置を講ずることが適当であると考えた次第であ  
ります。

それから内容でございますが、昭和四十二年度  
における旧令による共済組合等からの年金受給者  
のための特別措置法等の規定による年金の額の改  
定に関する法律案に対する修正の内容であります  
が、その第一は、退職一時金にかかる男子につい  
ての選択期間を延長することであります。  
すなわち、昭和三十六年、通算年金制度の創  
設に伴いまして、通算退職年金の原資に充てるた  
め、退職一時金について、その一部が控除凍結さ  
れることとなりました。その際、受給者の期待権  
を尊重いたしまして、その者の選択により全額支  
給を希望できる道が講ぜられましたが、男子につ  
いては、すでに昨年十月三十一日をもって当該選  
択期限が到来しているのであります。

しかしながら、通算年金の給付水準の現状等を  
考慮して、その期限を昭和四十四年十月三十一日  
までさらに三年間延長するよう必要な規定を原案

に追加しようとするものであります。

また、この際、農林漁業団体職員共済組合法に  
基づく通算退職年金と退職一時金との選択期間に  
ついても、同様に措置することとしたております。

なお、私立学校教職員共済組合法に基づく通算  
退職年金と退職一時金との選択期間については、  
同様に措置されることとなります。

第二は、現に増加恩給受給権を有している者に  
対する取り扱いであります。

今回、新法施行の際、増加恩給等を受ける権利  
を放棄した組合員に対する給付につきましては、  
公務上の廃疾年金が支給できるよう規定を改める  
こととし、これに伴いまして、現に増加恩給受給  
権を有している者についても、再び当該受給権を  
放棄して公務上の廃疾年金の支給を受ける機会を  
設けることとしたしております。

しかし、その選択の申し出の期限は、原案で

はこの法律の公布の日から六十日以内となってお  
りますが、増加恩給受給権の特殊性等にかんが  
み、これを退職の日から六十日を経過する日まで  
に改めることとしようとするものであります。

次に、昭和四十二年度における公共企業体職員  
等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金  
の額の改定に関する法律案に対する修正の内容で  
あります。ただし、退職一時金にかかる男子についての  
選択期限を、国家公務員における場合と同様、昭  
和四十四年十月三十一日までなお三年間延長しよ  
うとするものであります。

以上が説明の内容でございます。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で両案の衆議院にお  
ける修正点の説明を終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

他政府委員の方々であります。

○伊藤頸道君 この法律の説明を承りましたので、まず順序とし

てのことからお伺いしたいと思います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○伊藤頸道君 先般この法律案について長官から  
提案理由の説明を承りましたので、まず順序とし

てのことからお伺いしたいと思います。

○政府委員(矢倉一郎君) これも平均してという  
計算の方式ではございませんでした、御承知のよ  
うに、いわゆる昭和四十年から三年計画、それを  
昨年一二年に締めての改善措置をいたしたわけであ  
りますが、それを基本といたしまして、今回の改

善措置は、一応恩給審議会の答申に基づいて、基  
本的には一〇%の増額改善措置、これに年齢別  
の、また病気の重い軽いによります、病気に対す  
る優遇措置としての一〇%、二八・五%、こうい  
う改め措置をいたしたわけでございます。

○伊藤頸道君 この恩給法とか、これにまた関連  
した共済組合、健康保険法、これら一連のこうい  
う問題についての法律については、前々から、非  
常に難解で、なかなかわかりにくいということが  
当大きく聞いておるわけであります。このような  
現実に対して、長官としてどのようにお考えにな  
りますか、まずこのことからお伺いいたします。

○政府委員(矢倉一郎君) 本件につきましては、  
先生の御指摘をいただいておりますように、公務  
員給与は四万三千円近くまで上がってきておるわ  
けであります。が、恩給のベースという考え方につ  
きましては、これまで御説明申し上げましたよ  
うに、二万円の二割増という御説明を申し上げて  
おりまして、ベースという形をとつての計算をい  
たしておらないわけでございます。これは、御承  
認のよう、このベースの算定のしかたが必ずし  
も公務員給与のそのような計算の方式がとれま  
せんために、いたしておりませんで、したがつ  
て、二万円、これの二割増し二万四千円といふ  
うには直ちには結びつかないのでございます。こ  
の点しかし、どのくらいになるであろうかという  
ような考え方を、いろいろな形で一般には論議さ  
れておるわけでございますが、現状におきまして  
は、恩給についてはベースという考え方を昭和四  
十年の改定以来はとつておらないのでございま  
す。

○伊藤頸道君 ベースという考え方とは恩給に関す  
る限りとつていいということでありますけれど  
も、実質両者の間に約一万九千円の差があること  
は現実の問題だと思う。で、今度の改定によつて  
恩給が年額について一〇%——二八・五%、そ  
ういう増額があるわけですけれども、これは平均し  
て一体どのくらいの増額になるのか、そのことを  
お伺いしたい。

○政府委員(矢倉一郎君) これも平均してという  
計算の方式ではございませんでした、御承知のよ  
うに、いわゆる昭和四十年から三年計画、それを  
昨年一二年に締めての改善措置をいたしたわけであ  
りますが、それを基本といたしまして、今回の改

善措置は、一応恩給審議会の答申に基づいて、基  
本的には一〇%の増額改善措置、これに年齢別  
の、また病気の重い軽いによります、病気に対す  
る優遇措置としての一〇%、二八・五%、こうい  
う改め措置をいたしたわけでございます。

○伊藤頸道君 この恩給法の規定を見ますと、  
若年停止については四十五歳まで、五十五歳から  
金額支給というふうに、もうすでに年齢によつて  
そういう配慮がなされていると思うのです。こう  
いう点からも、先ほどお伺いした恩給年額の増額  
措置については年齢別——その上また年齢別にと

いうことがあるので、こういう観点からも、年齢別のこれ以上の配慮も要らないのではないか、そういうように考えられるのですが、この点。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに、若年停止等があり、年齢別諸要素がいろいろな形で複雑に組み合はせられたかつこうになつておりますので、本來はやはり恩給受給者の立場からいと、自己の恩給がどうだといふことが単純にわかり得るようない方途の形式が望ましいかと考へるのであります。しかし、こういう改善措置といふのは、それぞれの条件というものを一応考慮して改善をしてまいりますので、本年はさような措置をとつたわけございます。ただし、将来の課題としては、先生の御指摘のように考へていかと考へられます。

○伊藤頤道君 今回の増額措置を見ますると、六十五歳未満で一〇%七十歳未満で二〇%、七十歳以上で二八・五%、こういうことになりますが、これがななざることになりますが、こういう年齢によつてこういう割合を出したのは何か根拠でもあつてのことであるか、それとも腰だめでやつたのか、こういうことを伺いたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 一〇%という線を出しましたのは、恩給審議会のいわゆる中間答申が、一つの暫定措置として給与改善をすべきだということを申しておられまして、その内容の一つに、いわゆる政府が從来とつてきたような改善措置の方針を踏襲していくことによつて、今後のいわゆる調整規定の運用を妨げない範囲といふものを考えていくべきだといふ筋が出来まして、そのときの算定のされ方が、一〇%程度のものが、昭和二十六年を基準として消費水準の伸びを見てまいりますと、それくらいのものが出てまいります。そこで一〇%という基準線を一つ出しましたことと、さらに二八・五%というこの数字は、ちょうど公務扶助料におきまして月一萬円程度の年金の保障をすべきではないだろうか、こういうところから、ちょうど十二万円という公務扶助料

の兵の額を算定いたします場合に、ちょうど現行の九万三千円程度のそれに対する一八・五%の額が十二万円というふうな点に相なりますので、その二つの線を押えまして、そうしてそういうふうな方途の形式が望ましいかと考へるのであります。しかし、こういう改善措置といふのは、それぞれの条件というものを一応考慮して改善をしてまいりますので、本年はさような措置をとつたわけございます。ただし、将来の課題としては、先生の御指摘のように考へていかと考へられます。

○伊藤頤道君 傷病恩給のうちで、いわゆる増加恩給については一率に二八・五%、それと傷病年金については、七十歳未満が二〇%、七十歳以上が二八・五%、こういうことになりますが、これも何に根拠があつてのことか伺いたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 傷病恩給につきまして、実は重症者優遇といふことを一つのたてまえとを一応の基準として出しました場合に、生存者十五歳未満で一〇%七十歳未満で二〇%、七十歳以上で二八・五%、こういうようなそれぞれ増額がななざることになりますが、こういう年齢によつてこういう割合を出したのは何か根拠でもあつてのことであるか、それとも腰だめでやつたのか、こういうことを伺いたい。

○伊藤頤道君 傷病年金受給者については、増加恩給受給者よりいわゆる傷病の程度が軽いわけであります。しかししながら、軽いとはいいうものの、この受給者は身体障害者であるわけですから、そういう事情もあるので、やはり年齢によつて格差をつけるのは適当ではないのではないか、このふうに考えられるわけです。その点はどうですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 実は軽症の方々に対しましては、先生御指摘のように、いわゆる傷病年金として一歎症から四歎症という規定のしかたをしております。したがつて、一歎症でも、親指が介護手当と称しておりますこの手当につきまして、実はこの一万四千円が非常に長くそのまま据え置きになつておりますので、そこでそういう方々の御要望として、この額は非常に少ないのではないだろうか、こういう御要望がございまして、そこで私たちも、少なくとも二万四千円ということでは重症者に對

じやなかろうか。ただし、その方々も七十歳になれば当然二八・五%とすべきである、かように考えられるわけであります。

○伊藤頤道君 次に、増加恩給受給者は、家族全員について、一人四千八百円の家族加給が支給されておるわけであります。ところが、傷病年金受給者については、妻のみが支給対象になつておつて、他の家族については加給されてないわけです。が、やはり扶養家族全員に家族加給を支給するとのほうが適当であろうと思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 考え方といたしましては、家族加給につきまして、本来はやはり重症者の場合、家族についての扶養という問題が非常に重大でございます。そこで、家族加給の問題の場合におきましても、本来は傷病年金についてはおらなかつたのを、その後の改正では妻加給を認めました、こういうことで、一つの改善措置としてそういう扱いをしてまいつたわけでございます。したがつて、現在のところでは、私たちの立場からいたしますと、おおむねこの程度で均衡を得た措置ではなかろうかと考えております。

○伊藤頤道君 増加恩給の問題、二項症以上のものについては介護手当として現在二万四千円が支給されておるわけですが、改正案によりますと三万六千円に増額されることとなるわけです。この介護手当の支給される第二項症と第三項症との差は護手当を第一項症以上に限つた理由は一体なへんにありますかと、この問題、また、特別項症は非常な重症者であるわけですが、現在該当者は大体どのくらいおるのか、この際承つておきたいと思う。

○政府委員(矢倉一郎君) いわゆるわれわれ俗称大体評価として考へますときに、二八・五と二〇という一つの差をつけた増額改善をいたしましたので、そこで大体ごしんばういたくのがいいの

する介護家族に対する手当として適切ではないのではないだろうか、こんなことから今回の改善措置に踏み切つたわけでございます。ただ、これに対して御要望としては、何も二項症に限らないの二項症以上に限らないで、いまの御指摘のよう二項症、三項症というものは、ある意味では片方に三万六千円、片方はまるきりゼロではないか、こういう御指摘もございまして、今後の改善としてももう少しその介護手当の範囲を広げるべきではないだろうかという御主張がございます。

これらの点につきまして、実は新たな介護手当の設定でございますので、目下恩給審議会もございますから、そういうところで十分御審議をわざらわしたい、かように考へておきます。ちよつと人数の点は後ほど調べてお答えさせいただきたい。

○伊藤頤道君 次にお伺いしたいのは、前々から問題になつております通算問題につきまして一応お伺いしておきたいと思うのです。毎回お伺いしておるようには、この外國政府及び外國特殊法人職員であった公務員の恩給通算に関する問題になつておりますが、この問題につきましては、いわゆる満・日ケースの人と日・満・日どちらの満・日ケースの人との不均衡の是正をして満・日の完全通算を即時実現せられたい、こういう趣旨のいわゆる附帯決議が当委員会で、これは三十八年以来四年連続して、しかも全会一致で出されておるわけです。そういう事態でもありますので、もう実現してもいい段階だと思うのですが、いまにまだ実現の糸口を見ていませんが、いまだにまだ実現の糸口を見ていませんが、前回会でも、その当時の安井総務長官は、附帯決議については十分検討を重ね善処をしたい、そういう意味の御答弁もあったわけです。前回会でも、その当時の安井総務長官は、附帯決議に思ひます。

○国務大臣(塚原俊郎君) ただいまの御質問につきましては、院の決議のあることもよく存じておきますし、この委員会を通さないで、別な会合の

ほうにおいてもいろいろと私も話を承つております。この問題の取り扱いにつきましても関係方面ともいろいろと御相談をいたしておりますが、ひとつ、御趣旨のはどは私もよく存じておるつもうでから、検討して御趣旨に沿いたい、このように考えております。

○伊藤顕道君 毎回政府のお答えとしては、恩給審議会で日下審議してもらつておるので、恩給審議会の結論を待つて解決したいと、こういう意味の御答弁が続けられてきたわけです。しかし、考えてみると、その問題は恩給審議会ができる以前からの問題であつて、しかもその実現については、先ほどの附帯決議でも申し上げたように、本委員会全会一致の強い要望もあるわけです。こいつの観点から、審議会の結論には関係なく、いわゆるもうすでに一部解決しておる日・満とか日・満・日と満・日との不均衡是正ということであるので、そういう方向でやはり解決すべきであつて、恩給審議会には何ら内容的には関係ないと思います。そういう視野からひとつ一段と推進していただきたいと思います。

○國務大臣(塚原俊郎君) いまの問題は、まだその他の問題を含めて、懸案事項は全部恩給審議会にかかっておることは、御承知のとおりであります。ですから、この答申を待つてという、決して逃げ口上で申しているわけではありません。恩給審議会はこの問題の御審議を願うと同時に、われわれといったとしても、この問題についていろいろの御要望の強い点も承知いたしております。

○伊藤顕道君 昨年の六月九日の本委員会で、当時の安井長官は、日・満・日・日・満と満・日との処分に差をつける理由として、日・満・日・満の場合の人事交流は、ほとんど全部が当時の国策、國の方針に従つて、本人の意思以上もので行なわれておること、恩給制度を前提にした機関に最初からつとめておった人が、國の方針によって満州に行くとか、また帰つてくるという特

殊事情にあったので、最初から満鉄あるいは外国籍に入つた人とは通算の取り扱いに差はあるのだ。こういう意味の御答弁があつたわけです。また、矢倉恩給局長は、昨年六月二十一日の本委員会で、当時の満鉄というものを考え、あるいは満州国の成立の過程を考えるときに、日本内地からそれらの機関あるいは政府に人を送り込む必要があつたという実的な理由があるうと思う、ある程度本人の意思にかかわらず運用せざるを得なかつた事態があるので、最初から満州国、満鉄にみずから入つた人と一応の差を考慮して、特例措置として日・満・日・日・満は完全通算し、満・

日は最低限度までの通算にしたのだ、そういう意味の御説明があつたわけであります。しかしながら、よく検討してみると、安井長官も、矢倉恩給局長も、当時の実情を知らないでこういう発言があつたと思うのです。事実を認めておつたのでこういう発言があつたと解釈せざるを得ないわけです。なるほど、満州国成立の際には、官の干渉によつて多数の内地の官吏が派遣され、したがつて恩給通算に関しては在満期間を合算するという昭和十八年の法律第七十八条の恩給法附則もできた

わけです、その当時は、ところが、満鉄あるいは満電の特殊法人については全く事態が違うのであって、これは法律第七十八条の特殊法人には関係がないわけです。全然関係がないわけです。前国会において私からいろいろ事情を御説明申し上げたように、戦時中には約八千人の人々が運輸省から満鉄に転入しておるわけです。その間に本省の自由意思を拘束したりまたは官の干渉の事実は全くないわけです。いずれも本人の自由意思に努力いたしておるところでございます。

○伊藤顕道君 昨年の六月九日の本委員会で、当時の安井長官は、日・満・日・日・満と満・日との処分に差をつける理由として、日・満・日・日・満の場合の人事交流は、ほとんど全部が当時の国策、國の方針に従つて、本人の意思以上もので行なわれておること、恩給制度を前提にした機関に最初からつとめておった人が、國の方針によって満州に行くとか、また帰つてくるという特

たということであつて、官の干渉とか、そういう個人の意思に反して行ったという事例はないわけです。全くないわけです。このことについては、それが現にこれを証言する人も有力な人がおるわけですね。これは現に、総理府の総務副長官であった細田さんとか、その他多数の有力な方々がこういう事実を確認しておられるわけです。したがつて、そういう事実の誤認に基づいたそういう理論は全く成り立たぬと指摘せざるを得ないわけです。この点はいかがでしよう。

○政府委員(矢倉一郎君) 先生の、この昨年の国會における安井総務長官あるいは私がお答え申し上げた内容の御指摘によりまして、満州国政府、あるいは満鉄、そういう関係の機関に日本の政府職員あるいは現在の国鉄の前身からおいてになりました方々、この方々が必ずしも、先生の御指摘によりますと、いわゆる人事管理上の要請に基づいて行つたのじやなくて、むしろ御本人の希望、あるいは当時の満鉄における給与、待遇、そういう観点で自發的においでになつた方々ばかりである、こういうような話でございましたが、私たちがいままで承知しております範囲の中では、やはりある程度人事管理上の要請というものがございまして、これが法律第七十八条号の恩給法附則もできた

わけですが、その当時は、ところが、満鉄あるいは満電の特殊法人については全く事態が違うのであって、これは法律第七十八条の特殊法人には関係がないわけです。この点はいかがですか。

○伊藤顕道君 恩給局長は、戦時中満鉄の職員を補充するために内地から赴任せねばならぬような特殊事情が當時あつたところ言われておるわけですが、戦時に満鉄が内地から人を求めたのは運輸省だけではないわけですね、一般的私鉄関係からも集めておるし、また鉄道に全然経験のない一般からも募集しているわけですね。この中に私鉄とおり、この通算上にあつてはその間にいかない性格上の差別も見出しえないので、どうもこの点でも、差別をつけるのは不適当ではないか、不公平ではないかといふ議論が当然出てく

るわけですね。この点はいかがですか。

○政府委員(矢倉一郎君) ただいま申し上げましたような点、いわゆる満州国政府あるいは満鉄のその後の状況の中での一つの要請に基づいて出られた日・満・日のケースについては、それだけの条件の中では、決してまいらなければならぬ条件の中で解決をしてまいらなければならぬふうな特例措置といふものを考えるときの一つの条件になりますが、こういうことを申し上げてまいつたわけであります。しかし、先生はこの点について非常に詳しいわけで、先生の御事務管理上の要請といふものがある程度のこういうふうな特例措置といふものを考えるときの一つの条件になりますが、こういうことを申し上げてまいつたわけであります。

○伊藤顕道君 なほ、昨年の六月九日の本委員会で、当時の安井長官は、満鉄は特殊法人であり、

資本金の半額は国の一般会計から持つておらず、政府の監督権が相当強大であったことは事実であるけれども、しかしながら、やはりその運営は株式会社としてやつておった、それで、日本政府と同様の機関と言つてしまふことは、まだやつかいな未解決な問題があらうかと思うので、最低限度に不足の年数だけを認めるに踏み切つた、こういう意味の答弁があつたわけです。しかしながら、そういうことになると、日・満・日とか日・満の者に対する完全通算に踏み切つたのかということが出でくるわけですね。満・日は完全通算でなく、日・満とか日・満・日だけを完全通算に踏み切つたということが、どうも納得しがたいわけです。この日・満とか満・日の間のどこにどういうところが違うのかという質問が必ず出てくるわけです。そういう観点からいうと、この点はいかがですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに、御要望になり

ます立場で考えてまいりますと、日・満・日と

満・日とどれだけ違うのだ、ほとんど変わらない

ものをなぜそういうみみつちく格差をつけるのか

というお考えが出てまいるかと思いますが、ただ

恩給は、御承知のように、一つの均衡の上に立つ

ておりますし、その均衡をどういうふうに見てい

くのかという点が、いま先生の御指摘のよう

な日・満・日あるいは日・満と満・日の格差になつ

ている。本質的には、実は恩給ということを考え

る場合に、満・日という形で出てくる雇用関係と

いうものと、日・満・日というふうなあるいは

満・日という形でそういう措置をとらざるを得な

かつたという経緯、そういう点をやはり考えてま

いることが一つの均衡論ではなかろうか。この場

合に、先生の御指摘のように、実は満鉄といふ

は日本の政府機関なんだという規定づけがもしで

きるなら、即ち日本政府機関であるという規定づけ

ができるなら、この格差をつけたことがおかしい

という論理にならうかと思ひますが、この点にも

実は私たちが解決をこれまでしてきました措置の

中では一つの差をつけるべきところであつたと、

要請というのは、当然そういう一つの機関を育てて

まあかようになってまいつたわけでございます。

○伊藤頸道君 ただここではつきりしておきたい

ことは、歴代の総務長官も、恩給局長も、満鉄等

のものでもある。形式的には株式会社だが、實

質的には政府の機関である、こういうことについ

ては歴代の総務長官も恩給局長も確認をせられて

きたわけです。そういう前提に立つて論議を進め

てきたわけですが、そういうことであるならば、

同一国策機関に同一条件で、そして同時に勤務し

て、入社の際の経緯も全く同様である。何よりも

自由意思によつて入社しておりますが、そもそもその中か

ら選考されて入社した人々である、こういうこと

になると、繰り返し申し上げますが、日・満・日

とか満・日との間のどこがどのよう違つたのかと

いうことは見出しえないわけですね、そういう純

理論からいつて。そこになおかつ不均衡が当然指

摘されるわけです。この点ではどうも納得しがた

いのですが、そういう視野から見ても、したがつ

て、ひとつそういう観点からも、完全通算の方向

に向かつて十分検討の歩を進めてもらいたいと、

こういうお望みを、かねての質問をいま申し上げて

おるわけです。

○政府委員(矢倉一郎君) 実は日・満・日、ある

いは日・満と満・日の区分をしてきましたのは、

先ほど先生の御指摘のよくな、たとえばわれわれ

は人事管理上の要請というとばを申し上げまし

たけれども、それだけによらず、いろいろな条件

をかみ合わせまして、そして格差を一応あると見

てまいりましたが、したがつて、

それから、ちょっとこの機会に、先ほどどの件数

を申し上げます。特別項症の受給人員は約七百人

でございます。

○伊藤頸道君 今までこの問題が当然解決され

てかかるべきであったのになかなか今日まで解決

をしなかつたその一つの大きな原因に、もし政府

の立場で満・日の完全通算を認めるに他に相当大

きな影響を及ぼすであろうことを実は総理府恩給

局で心配されておつたというとはいひない事

実だと思います。ところが、その点から反駁され

れば、満鉄とか、あるいは満州國も同様ですが、

國の代行機関が他にももあるならば——おのず

から範囲は限定されおるわけですが、もし他に

もあるならば、当然公平の原則でこれは同一で

あつてしまふべきだと思うのです。ところが、実

質にはそう無限に出てくる氣づかいのないものな

んです。それからもう一つ、満鉄だけの勤務者で

全然公務員に關係のない人々についても、また配

慮をせねばならぬ問題が出てくるのではないか。

そういうところは容易ならぬ事態になるといふこ

とも、政府のお考査の中についたやに見受けられ

るわけです。しかしながら、これはいわゆる恩給

問題とは全然關係のない問題だと思うのです。元

ので、さような点からこれまで一応やはり格

差はある程度やむを得ないものだというふうに理

解をして、そして本院での附帯決議がございまし

たわけでございますが、なお検討を続けさせてい

ただいてきた関係でございます。しかし、先ほど

総務長官のお答えにございましたように、われわ

れとしましては、さらに先生の御指摘のような

あるいは誤認があつては困りますので、さような点

についてさらに私たちの調査をいたしまして、長

官の御指示に従つて措置を考へるといふことも、

われわれとしては当然の責務ではないかと考えま

す。ただし、先ほど来申しておりますように、恩

給審議会もございますので、これらとの関係をど

のよう調整していくかといふうな問題について

は、長官と十分打ち合わせの上配慮してまいり

たい、かように考えております。

それから、ちょっとこの機会に、先ほどどの件数

を申し上げます。特別項症の受給人員は約七百人

でございます。

○伊藤頸道君 今までこの問題が当然解決され

てかかるべきであったのになかなか今日まで解決

をしなかつたその一つの大きな原因に、もし政府

の立場で満・日の完全通算を認めるに他に相当大

きな影響を及ぼすであろうことを実は総理府恩給

局で心配されておつたというとはいひない事

実だと思います。ところが、その点から反駁され

れば、満鉄とか、あるいは満州國も同様ですが、

國の代行機関が他にももあるならば——おのず

から範囲は限定されおるわけですが、もし他に

もあるならば、当然公平の原則でこれは同一で

あつてしまふべきだと思うのです。ところが、実

質にはそう無限に出てくる氣づかいのないものな

んです。それからもう一つ、満鉄だけの勤務者で

全然公務員に關係のない人々についても、また配

慮をせねばならぬ問題が出てくるのではないか。

そういうところは容易ならぬ事態になるといふこ

とも、政府のお考査の中についたやに見受けられ

るわけです。しかしながら、これはいわゆる恩給

問題の扱いの中では、従来たびたび申し上げま

したように、その問題の一つの中には波及の課題も

場合、その波及の度合いといふ点がやはり政府施

策の中では当然考慮の中に入つてくるのは、これ

は私たちの仕事のたまえ上やむを得ないところ

だと考えられます。したがつて、これまでのこの

問題は当然早急に解決されなければなりません。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに、先生の御指摘

のように、実はかりに満・日といふものを認めた

場合、その波及の度合いといふ点がやはり政府施

策の中では当然考慮の中に入つてくるのは、これ

は私たちの仕事のたまえ上やむを得ないところ

だと考えられます。したがつて、これまでのこの

問題の扱いの中では、従来たびたび申し上げま

したように、その問題の一つの中には波及の課題も

含まれておりまして、さらにはいま御指摘になりま

したいわゆる満鉄オンリーの方々、この点につい

ての課題も、実はすでにそういう関係の方々から

かなり強い陳情もござりますし、それから最近

いろいろな状態の中でそういう改善措置の要求を

なされた方の中に満鉄だけの方々もおいでになり

ます。したがつて、そういう点について、まるき

り関係がないものだということが言い切れるのか

どうか、この点についてはやはり若干問題は残る

ことがあります。したがつて、そういう点について、まる

きり関係がないものだということが言い切れるのか

どうか、この点についてはやはり若干問題

で、したがって、私どもは、十分にこの国会の御意思のあるところを尊重しつつ検討させていただきたいたい、かように考えております。

○伊藤頭道君 なおここで確認しておきたい点は、現行法において日・満・日は、この人々の在職期は、現行法において日・満・日は、この人々の在職期は、現行法において日・満・日は、この人々の在職期

ますならば、人事管理的な要請というものもある程度配慮の中に入れていくことが一つのこういうふうな改善措置には望まれるんじゃなかろうか、かようなことで旧来格差が是認されてきたわけでござります。

万五千円ないし一万六千円というものが、生活のささえといふ観点からの御指摘は、いま先生はこの点は低過ぎるぢやないかということをお含みの上での御発言だと思いますが、確かに恩給額といふものを、一つの最終俸給、それから勤続年数と

国政府、それから外国の特殊法人の職員の多くの方々は、こういう事情で、多少國鉄以外の人と國鉄の人とを比べると、もちろんその間に差があると思いますが、大筋としてこれら的人はみなそういうことで不均衡を嘆いている。やはり政治の

間に官吏の右職其旨と全く同じように現実には通算されてゐるわけですね。これは一體理由は何かと申しますと、この根拠は、満鉄は官庁そのものではない、しかしながら官庁との実質的な差異は紙一重であつて、職員の処遇上差別をつける程度のものではない、そういう判断に基づいたから

○伊藤謹道君 次にお伺いしたいのは、少し具体的な事例を中心にお伺いしたいと思いますが、国鉄在職の元満鉄職員の中で約千名の人々が本年三月定年退職をしたわけです。これらの人々の大半分は満・日ケースのために最低年限までしか当然通算されないわけです、現行法では。そこで年金

いうもので見ていい場合は、一応その線をくずすというわけにはまいりませんので、こういった点が、おそらく御指摘の場合は、勤続年数をどういうふうに加算で見ていいか、通算の場合に通算のしかたとしてどこまで考えればいいのかということが次の課題ではなかろうかと思ひます

要論は、貧しきを憂えず、ひとしからざるを憂える——これは為政者のもつてとるべきいわゆる目標だろうと思います。そういうことからいつて、あまりにも差が大き過ぎるわけです。もう真剣にこの問題を訴えておる方が多いわけです。こうしたことになると、やはり早急にこの問題をもう解

○政府委員(矢倉一郎君) 確かにいまの点は非常な微妙なところですが、実はたびたび繰り返し申しますように、日・満・日といういわゆる満とうことがある一つのその人の公務員生活としてはつなぎとを考えられそうの場合に、この人たちに対する恩給措置としてこれも確かに一つの特異措置でございまして、いわゆる恩給法そのものの正面を全部通算しておる、こういうふうに私は理解しておるわけです。それでいいわけですねけれども、そうだとすると、繰り返しあ伺いしているように、日・満とか満・日の間にどこに本質がどのようにあるのか、こういう問題がどうしても出てくるわけですね。こういう観点からも、当然この際不均衡が是正されなければいけだ、そういう結論にならうかと思うのです。

勤務年数も同じ、そういう日・満の職員と比較いたしますと、実に三対一の割合ですね。日・満とか日・満・日の方々の約三分の一の程度しか受けられないということです。そういうことになる」と、これは一万五千ないし一万六千円で家族をかかえて生活が一体できるであろうかという問題も出てくるわけですね。これは現実の問題である。こういう問題が現実に横たわっておるわけです。その問題を局長はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 具体的な例を出しての御質問でございますが、実は関係の向きから資料として私たちがちょうどいいしている中でも、確かにそのような事実関係を御指摘いただいており

が、必然的に、たとえは満・日の問題をどう扱うかということと関連して、いわゆる通算される勤務年限をどう考えるかというような課題になるうちかと考えますが、しかしそれは一応そういうふうな満・日の前提をどうきめるかということで、この問題も必然的な課題として波及していく問題ではなかろうか、かように考えております。

○伊藤龍道君 この問題は、いま御答弁になつた点は、一応そういう向きもあるわけです。大体退職時の本俸が基準になる。ところが、満鉄から国鉄に入った方は、人事院の何によつて、満鉄職員期間が一〇〇%勤務期間として通算されなかつたわけです。大体八割くらいです。そこでもうすでに不公平が出ているわけです。そういうことといわゆる当時の国鉄の受け入れ方にいろいろ事情があつたのでしようが、現実には、非常に待遇

決すべき時点に来ておるのではないか。従来の政府の考え方からすると、なかなかいきますぐ満・日もいわゆる全額通算という結論出ないわけですがけれども、こちらからいろいろと指摘している点をすなおに受け入れるならば、当然この問題は早期に解決されるべき問題だと思うのですね。こういう点で、現実の問題がいま横たわっておるものですから、そういう観点からもひとつ十分検討を進めて、将来実現を期すために最高度の努力をしてもらいたい、こういう要望を兼ねてのいま質問を続けておるわけです。

○國務大臣(塚原俊郎君) 繰り返すようでございますが、私もこの問題、皆さんから承つておりますし、伊藤委員非常に熱心な御意見もよく存じておりますので、十分ひとつ検討させていただ

から考えた場合には、確かにこれが平常時であれば問題があったと思われます。しかし、敗戦という異常事態の中でございますので、そこでこういうふうな場合の措置、つまり自己の意思に基づかずしてそういうふうな条件下の中に置かれた人たちの救済をどういうふうにしていくか。そこで日満・日も一つの条件として考え、そしてその差をどこで見ていくか。格差がないといいう一つの前提が明確になれば、いままでは問題がなかったわけですが、ただそういうふうな中間位にたとえれば満が入る、あるいは日・満の形で入ってこれらの人たちに、そういう従来の考え方を繰り返し

ただここでちょっと、伊藤先生もよく御存じのところであります、実はこの年金額計算はいわゆる退職時の俸給と在職年数ということが基礎でございますので、その退職時俸給が低ければ必然的に年金額も低いというのが当然の措置でございます。そういう点から、御指摘の方々につきましては、確かに国鉄は一つの職務給的形態をとつてゐるから、御指摘のよくな方々については、そもそも基本給がかなり低く格づけされていたのぢやなかろうかと思われますし、それが年金額に当然はね返つてしまりますので、いまのような数字が出てまいらうかと思います。この点について、一

が悪かつたわけです。そういうふうに満鉄の職員期間の考え方なんかで不利が出ていて、それから再就職したときの待遇がもうすでに不利がある。そこへもつてきて、日・満と違つて、満・日の場合には、繰り返しあ伺いしている、いわゆる不足分だけの通算しかない。満鉄に三十年、三十五年おった人も、何年つとめても同じなんですね。不足分だけしか認められない、そういうことで三対一という大きな差が出てくる。これは一割、二割不利だということとは問題が違つてくるわけですね。こういう差し迫つた問題があつて、これはもう満鉄だけではないわけです。外国政府——満州

○伊藤龍道君 なお、この問題に関連して、抑留、留用の問題が未解決で残っておりますので、この機会に二、三お伺いしておきたいと思いますが、外国政府とかあるいは特殊法人職員でシベリアに抑留された人、及び現地に徴用された人、まあ抑留、留用あわせてお伺いするわけですが、この通算問題もいまだに未解決であるわけです。これも御承知のように、附帯決議のその内容の一環として、四年間続けてこの抑留、留用の問題についても全会一致で要望されておる、こういう現実があるわけですね。この件については、いま申し上げたような決議もございまするし、一般の官吏

とか軍人は抑留期間は勤続年数に当然通算されておるわけです。それと軍人軍属はこの恩給法の計算もついておるわけです。軍人軍属については二万円になるわけですね、加算がつきますから。こういう処遇を受けておるわけです。ところが、外國政府とか特殊法人職員であつて、こういう方々が軍の指令でいわゆる軍属とかあるいはそういう使命でいわゆる軍属同様に抑留をされた、そういう場合には何らの処遇問題がないわけですね。これはきわめて不均衡ではなかろうかと思うのですよ。その問題、いかがですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 軍人との差ということをお話がございましたが、実はこの問題については、たびたびお答え申しておりますように、一般邦人の抑留を受けた人たちとの問題、均衡もござりますので、旧来は本件についてはかなり困難だというお答えを申し上げておるわけでございます。しかし、満・日の問題とあわせて、これは附帯決議にも決議されておりますので、十分に今後検討させていただきます。

○伊藤顯道君 旧文官分限令の第四条かと思いますが、官吏は廃官、廃庁の場合は当然退職者となる、こういう規定があつたわけですね。在來の官吏とか軍人で、終戦時軍隊や在外官庁は解消したわけですね、あの当時もうすでに。そうなると、軍隊も解消し、在外官庁はみな解消したわけですから、そうすると旧文官分限令の四条によつて廃官、廃庁の場合は退職者となる。こういうことになると、これはもう当然そういうものは通算問題となる。ところが、いま申し上げたように、軍人、官吏についてはこれが逆の効果を出して、廃官、廃庁にもかかわらず計算されてしまうわけですね。こういうことになつて、たとえ、満鉄等で實際關東軍の軍属の仕事をしておる。ところが、民間から軍属になつた場合はいわゆる個人契約になりますから、当然軍属の辞令など受けておるわけです。これはもう軍属として扱われておる。満鉄等から實質的關東軍の軍属になつた者は、そんな辞令なんかもらっていないわ

けです。給料も實際軍から出たかどうか、それは知るよしもないのですが、形式は軍から出たことにして、實際は満鉄からもらつておったわけですね。こういう処遇を受けておるわけです。そういうふうにして、一括して——一人二人個別契約でないから一々辞令はもらつてないわけですね。それでは片手落ちではないかということを実です。ところが、繰り返し申し上げるように、個人契約でないから一々辞令はもらつてないわけですね。それが関東軍の軍属の仕事をしておったことは事実です。ところが、繰り返し申し上げるように、個人契約でないから一々辞令はもらつてないわけですね。それでは片手落ちではないかということをいまお伺いしておるわけです。

○政府委員(矢倉一郎君) 実は文官等につきましては、御承知のように、身分を有する時期まで持たれておりまして、その意味では、これはその人が

ある時期に公務員としての身分を持つて、それが結局その結果ソ連軍は軍属と認めて抑留したわけですね。こういう厳然たる事実があるわけです。したがつて、先ほど申し上げました個人の場合と比較すると、個人は、いわゆる個人の契約になりますから、みんな軍属の辞令をもらつておる。満鉄から一括した者は、そういう措置はなかつたわけですが、戦時中ですからそんなことはとても拒否できません。それでは片手落ちではないかということをいまお伺いしておるわけです。それこそその意に反して、君はこちから、君はこちからと仰ふうに上司から命令を受けたがつて、先ほど申し上げました個人の場合と比較すると、個人は、いわゆる個人の契約になりますから、みんな軍属の辞令をもらつておる。満鉄から一括した者は、そういう措置はなかつたわけですが、戦時中ですから。もう軍民一体でやつた時代ですから、そういう特殊事情があつた中で、満鉄と特殊法人の抑留者はこれから取り除かれておる。これはそういう視野からいうと、これもひとつあわせて、これは該當者がそなたくさんあるわけじやなし、だからといってはうつておくといふことは忍びないと思ひののですね。たとえ数は少なくて不公平は不公平で、やはり公平な原則であります。したがつて、今後の問題としてこれは検討させていただきたい、かように思います。

○伊藤顯道君 時間の関係もござりますから、あ

○委員長(豊田雅孝君) 速記とめて。

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

午後六時十一分休憩

午後七時三十四分開会

○委員長(豊田雅孝君) 委員会を再開いたしました。

○伊藤顯道君 午前の部に引き続き、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、両案に対する質疑を続行いたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○伊藤顯道君 午前の部に引き続き若干御質問申し上げたいと思います。午前の部の最後の時点でのこの法案では外務省に定員を振りかえる、そ

こで時間の関係もあって、しり切れトンボになつておつたわけで、これにけじめをつけておきたいと思う。そういう考え方からお伺いするわけですが、このことについて大臣からは、まだ行つてないんだという御答弁があつたわけですね。そのことを確認して、いま少し掘り下げておきたいと思います。

○國務大臣(増田甲子七君) 韓國へはまだ参つておりますませんけれども、伊藤さんの御質問も韓國のようになりますから、韓國へは参つております。研修所へ入りまして、せつかく研修準備中でございます。候補者はございません。ベトナムその他のこととは御質問がございましたならば、まだお答え申し上げます。

○伊藤顯道君 そこで、私のお伺いしたのは、いまも再び同じことを繰り返したわけですが、この振りかえは韓國と南ベトナムに防衛駐在官を派遣したことになつておるけれども、いまだ法案は成立していないので、よもやまだ派遣されではないでありますけれども、お伺いしたわけですね。したがつて、韓国だけでなく、南ベトナム両方に關係しておるわけです。南ベトナムについてはサゴンですね。そこで時間の関係もありますか

藤井一等陸佐を四十一年五月に派遣しておきますが、一昨日の午前、稻葉委員からこの問題に關連して質問があつたわけです。それに対し防衛局長の御答弁は、南ベトナム、いわゆるサイゴンへ準備中だと。語学の學習中だという意味の御答弁は、当然韓国とベトナムと両面にかけて前もお伺いしたわけですから、だから、韓国へは行つてないといふ御答弁はさつきあつたわけですね、韓国は準備中ということにこちら理解していいのかどうか。

○國務大臣（増田甲子七君） 南ベトナムは昨年から行つております。そこで、設置法の關係から申します。外務省設置法におきまして、昨年は南ベトナムへ行く一人が増員されたわけでござります。また、本年は外務省設置法の改正はすでに今国会でおそらく通過成立したのじやないかと思つておりますが、外務省設置法は、そこで、でき得るならば、今度、防衛庁の設置法を直しまして、増減なしといふことであるならば、こちらから人が向こうへ行つたんですから、向こうのほうをふやして、こちらのほうを減らすべきである、そこで減らすようになつて、昨年からの分も、その前の分も、実はまだござりまするが、減らす案になつて、今回防衛二法の中、定員の分は設置法でございますが、定員法である防衛庁設置法の中に減らす勘定を入れてあるわけでござります。そこで、両方の設置法が成立しなければ出せないか、というような御質問がもあるならば、昨年度のものは、外務省設置法ができまして定員一名の増になりましたから、こちらは減らすつもりで案は出しておりましたが、出せませんけれども、全体としては一名プラスという設置法が国会で認められまして、出ておるわけでございます。こちら側

は減らしたいけれども、防衛省設置法並びに自衛隊法が通過いたしませんから、減らすつもりのが減らせなかつた。今回あわせて減らす、つまり、外務省員として派遣することは外務省設置法で認めておりますから行政法上できることと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○伊藤頭道君 それでは、過去の同じような条件の事例を申し上げてこの問題の研究の一助にした会、四十八国会だと思ひますが、自治省設置法の改正案、この内容は全く同じに外務省へ一名振りかえる、定員一名減ですね。全くいまの事例と同じなんです。いわゆる定員一名減、それをさらに詳細に説明すれば、外務省へ一名振りかえ、これは、わずか一名であつても、一万名であるうと、法的には手続には変わりはないと思うんです。そういう視野から自治省も一名の定員減を設置法の改正の内容として出してきたわけです。いまも申し上げたように、当時の自治省設置法は何にもないんです。ただ一名減という、それくらいの問題で設置法を出してきたわけです。たとえ一名の減といえども、設置法が通らなければ、これはもう法の内容にあることを先行してやつたということです、脱法のそりを免れぬわけです。それで、外務省のほうは受け入れるほうですから、外務省設置法——外務省としては別に問題ないと思う。今日の場合ですよ。外務省設置法はすでにもう通っていますから。現在通つておる。しかし、防衛二法は——外務省に一名増というのは、その原因を探ると、防衛庁の、南ベトナムだけを考えれば一名ですからね。そういうことになると、両方の設置法が通らなければ、これは当然にできないわけでしょう。ところが、昨年、外務省設置法は通つておる、だから出したということは、これはどうも話がわからぬ。今年の場合、外務省には問題ないんですよ。昨年も外務省設置法は通つておるし、ことしも通つておるわけですね、現に。しかし、防衛二法は四十年来まだ通つてないわけですか、受け入れるほうの側の設置法が通つても、出

すほうの設置法は通つていないのでしょう、まだ。それを、それに先立つて、法案の内容になつておることを、法がまだ成立しないのに先行してやることはもう脱法行為と言わざるを得ないと思うんですね。そうでしよう。法の内容の一部であることが法が成立しないうちにどんどん先行されるということなら、国会の場で法審議の必要はないでしょう。その点はどうなんですか。これはもうりっぱな脱法行為になると思うんです。**(法制局長官を呼んできて聞こう」と呼ぶ者あり)**

○**國務大臣(増田甲子七君)** これは詳しくは法制衛設置法を、減らした案を出しておるわけでございます。全体といたしましては、たとえば、百名なら百名ふえるといふところを一名減らすわけござりまするから、九十九名増というようなことで――これはたとえた数でございますよ――九十九名の増というようなことで出しております。それから本年もたとえば四千三百三十一名の増、つまり二名取つた数にして、四千三百三十三名かも知れないところを、昨年の一名が取れまするし、本年の一名が取れるから、それを減らして、設置法を――御承知のとおり設置法は定員法でござりますから、その定員法として出してありまするが、これは行政上の措置の問題ではないかと私は思っております。法律上、必ず減らさなくとも、欠員をしておけば、元来欠員は相当あるんですから、その欠員のあるところをもう一名欠員しておくといふ予算上の措置、行政上の措置だと思いますが、両方の法制がそろわなくてはならないふうなところまで私は考へておりませんが、何でしたら伊藤さんの御発言に対しては法制局長官をお呼びくださつてお聞き願いたいと願います。

題じやないんですよ、質の問題なんですよ。これははたまたま南ベトナムのサイゴンへの一名の派遣員の問題でありますけれども、これは数ぢやないんです。先ほども申し上げたでしょ。四十年の四十八国会では——同じことを言って恐縮ですが、自治省設置法は一名減ですね。全く防衛廳と見ていただければよくわかると思うんですが、同じ、一名減。サイゴンの場合、一名減ですね。それだけを内容とする改正案がかつて審議されたわけです。自治省設置法ですよ。これは議事録を見ていただけを内容とする改正案がかつて審議されたわけですね。これは議事録を読んで、四十名といえども、自治省設置法によって、これはもう国会の了解を得なければ、法の内容にあることを先行して法成立以前にこういう脱法行為は、自治省といえどもできないわけです。そこで、自治省は成立後に一名定員減を実行しておるわけです。全く同じですよ、今度の場合は。これは何も法制度局官の見解を待つまでもなく、大臣の見解は全く根本的に間違つておると思うんです。これは確信を持って申し上げ得ると思う。(発言する者多し)

卷之三十一

それで、先ほども御答弁のときには、両方が、一方の省で一名ふえて、他の省厅において一名減らす、——つまり防衛厅です。防衛厅から一名減らして、そして外務省で一名ふえるということでしたならば、でき得るならば、両方の省厅の設置法という法律が改正されることが望ましいと私は考えています。そこで、外務省設置法は、伊藤さんの御指摘のとおり、一名ふえたという設置法がそれぞれの年度において法律化されております。防衛厅設置法は、それぞれの年度において、実際におきましては減らすのは一名減らしたとしても、なかなか大蔵省も厳密でございますから、二重に予算はとつております。まず第一にそのことを御了解得たいと思っております。そこで、たとえていえば、百名ふえるというようなこと、いま大きくいえば四千三百三十名ふえるというふと、そういうことがござりますから、ほんとうは四千三百三十三名ふえるところを一名減らして四千三百三十一名ということに、つまり昨年の南ベトナムのときには一ぺん法案として出したわけでございます。そのときの定員のふえ方は二千名弱でございましたので、その二千名のところに一名の定員が減った法律案を提出いたしまして、国会では流産したわけでございます。本年度は約二千名ふえますから、昨年にプラス二千名ふえますから、合計いたしまして四千三百三十一名でござりますが、その中には南ベトナムへまいつておる一名を減らして、それから今度韓国へまいる一名を減らした予算をいただいております。(予算の問題と違うよ。)と呼ぶ者あり)予算にもからんでおります。行政上の措置その他から見まして、実は法制局とも、外務省とも打ち合わせをいたしておりますが、このやり方でよろしいと、こういうことになつております。しかしながら、でき得べくんば皆様の御賛成を得まして、この減員の、つまり四千三百三十一名という中には二名の減員が入つておりますから、この減員の二名の入った定員法改正、すなわち防衛厅設置法が法律化されることが最も望ましい姿であると私は考え

○伊藤頸道君 私はそういう点をお伺いしておるわけじやないんですよ。この防衛二法が通つた曉ですね、サイゴンへなりと、韓国へなりと派遣されたらしいわけであつて、まだ法案が成立しないわけでしよう。通るかもしらぬし、また廢案になるかもしらぬ。それはまだわからぬ、われわれには。そういう時点で、法の改正内容にあるの一環が、まだ法成立以前に先行されて実行されておる。ただ単なる減員であつても同様だし、また両省にまたがる場合があるのですね。今度の場合は両省にまたがつておるわけです。外務省は振りかえですから、外務省は受け入れてプラスになるわけですね。たとえ一名の増であつても設置法を出さなきゃいけないわけです。ということは、たとえ一名の減であつても、設置法によつて国会の審議を待たなければならぬ。これは繰り返し申し上げるように、自治省設置法は一名減を現に設置法の解決後に実行しておるわけです。そういうことにならなければ、せつかく国会の場で法案を審議しても意味ないでしよう。法案を審議してまだ結論が出ないうちにどんどんその法の内容、改正内容のことが先行されて行なわれるということは、これは脱法行為でしようが。これは法規制局長官、呼ぶまでもないことです。この二法が成立したあとならないいんですよ。バンコクなり韓国へ駐在官を派遣することに、いまいとか悪いとかいうことを申し上げているわけじやないんです。まだそういう内容が成立しないわけでしょ、現在。成立した後に実行してしかるべきだ。しかも、昨年五月も現にやつておるということは、これはりっぱな脱法行為になるじゃないかと思ふんです。「外務省設置法の附則で減らなければいいけれども、減つてないものはいかぬ」と思ふ者あり)

は、昭和四十二年六月一日から施行する。」と、こうあります。2は、「大蔵省設置法の一部を次のように改正する。」とあって、大蔵省設置法による人員を改めるのが書いてございますね。3は、「警察法の一部を次のようないに改正する。」として、人員を改めているのですけれども、防衛局関係は何もないのですが、これはどういうわけですか。

○政府委員(海原治君)　ただいま御意見が出ておりますこの併任の問題でございますが、これは先ほど大臣から御説明しましたように、私ども法制局とも打ち合わせの上の從来の解釈では脱法行為じやございません。その理由を御説明いたしますと、この法律にござりますように、自衛隊の自衛官の定数につきましては、これは最上限を定めてございます。その細部の職員の問題であるとか、いわゆる職階級の問題は別に法律事項になつております。そこで、先ほどのサイゴンの防衛駐在官の問題は、先ほど大臣から御説明しましたように、向こうのほうで受け入れる形ができるは、私どものほうからあちらに出すわけでござります。これは実員を派遣するわけでございます。実員派遣の問題と、ワクの定数の調整の問題とは、別個に切り離してお考えいただきたいと思ひます。これは從来からの慣例でございまして、別に違法ではございません。かりに私どものほうでたとえば一佐を出しまして、そこに十名の一佐がおりまして、向こうに一人出て、九名になつた。さらにその上に、減員をしない前に、たとえば二人、二佐が出たというようなことになつてきますと、これは問題がございますけれども、御存じのように、定数につきましては充足の率がございまして、それぞれの階級に欠員がござりますし、場合によりましては、一階級上限の規定もござりますので、この辺のところは私ども内部の編成上の操作の問題でございます。このことは從来からこういう形で実施しておりますのでござりますので、決して脱法行為ではございません。先ほどの

大臣の御説明のとおりでございます。「外務省設置法の関係はどうなんだ」と呼ぶ者あり)このことは、向こうの設置法の附則に書く、書かぬの問題は、少しこれは技術上の問題になりますけれども、各官厅におきましての、たとえば一等書記官になる程度のところはびっしと定数としてきめられます。私どものほうは、それは先ほど申し上げましたように、法律では、これはいわゆる上限ワクをきめているわけでござりますから、したがいまして、一々その附則にこちらの減を書かないといふのが従来の例でございます。したがいまして、先ほどまたお話をいたしましたように、当然減になるというような場合は、たとえば陸官廈厅の場合にはこれは当然減にして減員措置をいたさなければなりません。しかし、同じことを繰り返して恐縮でございますが、防衛庁の定数の定め方はそういうことで、自衛官の総数につきましてのワクをきめたものであるというふうにお考えいただきたいと思います。これは、なお法制的な面の解釈につきましては、当然、法制局の責任でございますので、しかし、私どもは法制局とも相談の上、過去このような措置をいたしておりますことを御了承願いたいと思います。

ますよ、従来そういうことをやつてきたとすれば、過去にさかのばって私はこういうことを指摘しているのじゃないのです。現在の問題をとらえて、それだけに制約していまやっているわけだ。もし官房長のことばをそのまま正直にすなおに受けとめれば、そういうことが言えるでしょう。慣例が法に優先して行なわれておる、防衛庁に関する限り。そういうことになると、問題はますます大きくなりますよ。長い間、防衛庁は慣例を法に優先させてやつてきた。脱法行為を長い間続けてきたということに通ずると思うのです。わずか一名の減とか——増と減というのはかわらないですよ、法によらなければならぬということについては。たとえ一名の減であつても、たとえ一名の増であつても法によらなければならぬ。これは国家行政組織法にもはつきり出ているわけですね。そういうふう。そうだとすれば、増の場合はいい。増の場合は、防衛庁の自衛官について四千二百七十八名と、現に法案を出していいじゃないですか。これは国会が認めざる限り増員できないでしょ。減ならばいいんですか。減であろうと増であろうと、やはり国会の法の成立を待たなければできないわけですよ。それは官房長、答弁うまいから、何だかんだおっしゃるけれども、その答弁じゃ筋が通りませんよ。

る資格はございませんが、決して脱法行為ではありません。先ほど申し上げましたように、防衛庁の今回の四千三百三十一名につきましても、四千三百三十一名が、どういう資格の者がどういう目的でござりますので、その範囲内において私どものほうに割り当てるかということについては、これは長官の権限に委任されております。そういうことでござりますから、先ほど申しましたようなことになるわけでございまして、再度申し上げますが、防衛庁限りの慣例ではございませんで、私どものほうの防衛駐在官の派遣に関しましては、従来、法制局とも調整の上、このような措置をしている。今回の法案につきましても、法制局の御審議を経た上で国会に御提出しているのでございます。どうぞ、そのように御了承願います。

○伊藤顯道君 それはどうおっしゃろうと、いまの御答弁の内容では了解できませんね。それはこそこそをかえて言うと、増員の場合は現にこの法案を出しているわけでしょう。繰り返して申し上げるよう、四千二百七十八名といふ自衛官の増を、これは三年間の分だからふえたわけですが、それを現在に法案を出してきているわけでしょう、法案の内容の重要な部分として。今度、防衛駐在官を派遣するという問題は、これは階級とか何とか、職種ということではなく、いわゆる自衛官でしょう。自衛官には違いないでしよう。自衛官が一名減になるのでしょうか。それはもう認めるでしょ。それなら、その一名減についても、当然、法によらなければならぬでしよう。そういうことを言つているわけです。

○政府委員(海原治君) 御質問が技術上の問題でござりますので、例で御説明します。たとえば自衛官の減が一名あれば直ちに定数を一名減じなければならぬということになりますと、海原といふ佐がおりまして、これが何らかの理由によりて退職まして、会社に行つたというときにも、

その一名についても減員の手続をとらなければなりません。  
したがいまして、そのたびごとに減員のための法  
案の改正をするということはございません。〔会  
社に行く場合とほかの官庁に行く場合とは違う  
と呼ぶ者あり〕そう、いうことになりますから、  
原因が何であろうと、減員に伴つて直ちに法の改  
正をしなければならないというものではございま  
せん。他官庁に出向する場合には、特に外務省の  
場合には、先般も御説明しました併任のこととござ  
りますから、併任でございますから、向こうの  
うはで受け入れ態勢がございますすれば併任でき  
るわけでございます。したがいまして、その減員  
の手續は要らないわけでございます。ところが、  
今回の場合は申しあげて恐縮であります、従来から  
官になるのでござりますから、事務官との関係に  
おきましての、法律でお願いしております増員要  
求の計算基礎にはこれを算定する。これは再度同  
じことを申し上げて恐縮でありますが、従来から  
の例でございます。決して私どもは脱法行為では  
ないと考えておりますし、先ほど申しましたよう  
に、法制局の御審議を経ておりますので、そのよ  
うに御解釈願います。

自分で御理解いただけなくて残念でございますが、簡単に申しますと、増員をいたします場合には、定数は最上限をとめてございますので、そこまでできれば満たしたいという希望はございますから、さらに欠員があつて増員の要求をするということは從来例がございます。しかし、減員の場合にはそのつど、それを減らすということはいたしておりません。これは先ほど申しましたように、現在の自衛隊の定数につきましては、そのワクをきめておるという考え方でございますから、したがいまして、外務省のほうに、こちらの者を受け入れる用意がございました場合には、向こうのほうで受け入れる用意がござりますれば人を出して差しつかえない。予算がついておれば渡せるということは、これは事実ございます。そのとき、こちらのほうの減員の措置は常にとるかということになりますと、減員の際は法律の定数を変えないというのが從来の解釈でございますから、なお私の説明がよく御納得いただけませんでしたら、私はうで法制局ともまた御相談いたしまして、またあらためて御説明してもよろしいのでございますが、これは私たちの從来ずっと関係しておりますことでございまして、そのように実施しておる。しかも、その解釈は法制局ともよく打ち合わせ済みということで、ひとつ御了解いただきたいと思ひます。なお、急のためにあらためて法制局とも連絡をとつてみます。

「大蔵省等から外務省に職員の定員の振替えをすることに伴う規定の整備をする必要がある。」こういうことになってしまいますね。そうすると、防衛庁から外務省に行くのは職員の定員の振りかえとは違うのですか、これは、ちょっと待ってください。そのところがどういうふうになつていて、そういうことです。それが一つ。  
それからもう一つは、併任併任といいます場合、併任ならば防衛庁のほうの席があるのか、そうすれば減員する必要ないでしよう。ここはどういうふうなんですか。

○政府委員(海原治君) この併任の問題は、先般もこの防衛駐在官の任務の性格等について御説明のときに申し上げたことでございますが、最初のことでございますと、警察官のほうで、警察官のほうの定数改正が減員のため、振りかえのためというのを、おそらくそれだけの理由のための改正じゃないかと思います。そのほかに増員、その他のことはございませんので、これだけの理由があります場合には、それだけのための定数の改正ということにならうかと思います。しかし、私どものほうは、ほかに増員の要素もございます。減員の要素もございます。したがいまして、法案として国会にお願いします場合には、プラスマイナスして出すということが従来のやり方であります。もし、いま全然定員の増加がなしに、来年どこのかの防衛駐在官を五名ふやすということだけやるとしますと、来年の定数改正はマイナス五、その数は外務省に対しての定数の振りかえ、こういうことにならうかと思います。したがいまして、毎年出しております法案がそのつど通つておりますたら、そのとしごとにきれいにプラスマイナスは整理できたわけであります。しかし、残念にも法案が通つておりますので、その辺の整理が三分まとめて今回お願ひすることになった、こういうことでございまして、これはその辺の事情をひとつ御了察いただきたいと思います。

○福葉誠一君 もう一つの質問があるでしよう。

もう一つの質問は、併任の場合ならば減員する必要ないじやないかという質問ですがね。それはどうなんですか。

○政府委員(海原治君) いささか微妙でございますので整理して申し上げます。併任をいたします場合には、こちら側のほうの定員を食わないわけでござりますから減員の必要はない、そういうふうにいま稻葉先生がおつしやった……。

○稻葉誠一君 ジヤないかということを聞いておるのであります。

○政府委員(海原治君) そういうことじやないかと思ひますが、私どもが併任併任と申しておりますその併任という意味は、防衛駐在官として制服を着用して大公使の指揮下において活動する場合の身分上の関係を從来そのような形で御説明しておりますわけであります。で、今回の外務省におきましてのあれは、いわゆる向こう側の解釈としては、新しく在外公館に勤務するということは新規需要の形になりますので、増員の形を向こうがとるということは当然の措置でござります。こちらのほうは、本来は制服の者ですから、自衛官の定数内ですが、そのほうでなく、事務官のほうで振りかえをするのであります。予算的にもそのような措置をいたします。これは外務事務官になりますから。その辺のことと、從来これは慣例としてやっておることでござります。このことも、「違ちう、違う」と呼ぶ者ありいや、これは、このことはそういう措置をとることで、從来、法制局、外務省、大蔵省と実施しております。

○稻葉誠一君 私もわかれればいいですけれども、併任というのは具体的にどうなんですか。お話を聞いてみると、併任というのは防衛庁の職員としての身分を持つておるという意味のように聞こえる、併任といふことはどちら受けけるのは、それならば減員するのはおかしいじやないか。それは予算任というならば、ここで減員するのは変じやないかということを私は聞いておるのであります。そこがあ

なたのほうが微妙な問題だとか何とか、言ふか  
ら、何が微妙だということになる。何かおかしい  
なと思う。何かいろいろああだこうだと言つて  
おつて、適当にということで言おうとしておる  
じゃないかというふうに疑われる。  
**○政府委員(海原治君)** それではもう一度整理し  
て申し上げます。私どものほうの自衛官が外務省  
の防衛駐在官として出向いたします場合には、外  
務省側で定員をとりまして、それに基づいて出向  
いたします。したがいまして、その場合に、これ  
はこちらの定員が減るわけでございます。そうい  
うかつこうになります。そうしますと、完全に外  
務省の人間になつてしまつたかといいますと、こ  
れは防衛駐在官の特殊な立場上、と申しますの  
は、任地におきまして制服を着て勤務をするとい  
うこと、防衛駐在官として、各国のミリタ  
リー・アタッショの名簿に登録をするという関係  
もありまして、制服を着ることは、防衛駐在官、  
自衛官の身分を潜在的に持つた者でないとできな  
いという考え方があるのは成り立つわけでありま  
す。その意味においては防衛駐在官になりました  
者は、外務省の人間になりまして在外公館長の指  
揮で働く者ではございますが、防衛庁との関係が  
完全になくなつたものではない、したがつて、防  
衛駐在官として制服を着ることが許されるわけで  
あります。その関係を從来併任という形で御説明  
しておるわけでございます。そういうことでござ  
いますから、防衛駐在官の現在の資格と申します  
か、身分というものは主としては外務省の人間で  
ござりますけれども、したがいまして、指揮命令  
は在外公館長の指揮を受ける、その報告も外務  
省にくるということで、直接、防衛庁からの指揮  
監督はございませんけれども、潜在的には防衛庁  
の自衛官の任務を持つておる、その関係を從来併  
任併任ということでおつておるわけであります。  
したがつて、定員上の操作は、先ほど申し上げま  
したそのおもな外務省の事務官となつて勤務をす  
るというその面をつかまして、從来、関係当局と  
の合意を得て、このようないく措置をしているとい



ても、婦人自衛官の職域拡大の問題につきましては検討中も、実はまだ具体的な問題につきましては検討中でございまして、その内容についてここで明確に申し上げる段階でございません。まあ一応の考え方としましては、現在、先ほど人事局長からも申し上げましたように、現在の募集対象というものは、大体十八歳から二十四歳ぐらいの範囲で募集いたしておりますが、さらに十八歳未満のもの、現在少年自衛隊員という制度がございますけれども、それと同じものにするか、あるいは別個のものにするか、これもこれから問題でございますが、若干年齢を低下した形において募集をするということができるかどうか、もしできるならば、そういう制度を採用したいという構想がございます。

現在いわゆる看護職員に四百七十七名の婦人自衛官がござります。その職域を看護職域以外、たとえば会計でありますとか、通信でありますとか、あるいは衛生救護でありますとか、あるいは文書事務でありますとか、要するに男子の自衛官が現在についております職でありますと、婦人でも十分でありますといふふうに申しますと、その職域を拡大をすることについても現在検討いたしておりますところございまして、ただ、それの人数をどういうふうにするかということはまだ具体的にここで申し上げるという段階ではないのでござ

○伊藤頸道君 次にお伺いいたしたいのは、繰り返し申し上げておるようすに、今度の法案の内容の主たるものには、自衛官の四千二百七十八名、予備自衛官六千名の増、こういうのがおもなる改正案の内容であるうとと思うんです。そこで、予備自衛官の六千の増、これに関連して一、二お伺いしたいと思いますが、現在、予備自衛官の総数は階級別にどうなつておるか、年齢別ではどうか、再任——一たんやめてまた再任という場合もあるかと思うんです。再任の場合はどうか。このような問題について概要をお答えいただい、なおそ

詳細についてはここでは無理ですから、資料として御提出いただきたいと思います。

○政府委員(宍戸基勇君) ことしの六月一日現在の階級別の状況を申し上げますと、最高が一尉でありますて、一尉が十八名、二尉が三十五名、三尉が五十名、幹部合計しまして百三名。次に曹の階級で、一曹が四百一十四名、二曹が八百二十四名、三曹が四千八十五名、士長が一万三千三百十五名、一士が五千三十八名、二士が十六名、曹士合計しますと二万三千五百十八名、全部合計しまして二万三千六百二十一名、こういう数字になつております。

次に年齢の状況でございますが、詳細な数字の  
人數の資料は手元にちよとございませんけれど  
も、ペーセンテージでお許しをいただきたいと思  
いますけれど、二十五歳未満が二二・四%、二

十五歳から三十歳までが三・七%，三十歳から三十五歳までが二七・二%，三十五歳から四十歳までが一三・一%，四十歳以上四十五歳までが一・一%，四十五歳以上五十歳までが一・一%，五十五歳以上が〇・三%，平均いたしますと二十九・二歳という状況になつております。

次に任期の更新の状況の点を申し上げますと、一任期中の者、これは任期は三年でござりますけれども、五一・三%，一任期の者が一三・二%，三任期の者が一三・九%，四任期の者が一・六%，こういう状況になつております。

○伊藤頴道君 それで陸上自衛官の内容はわかつたわけですが、なおお伺いいたしますが、海空の予備自衛官というのは現在ないわけですね。これは現在ない。今後はどうするのか。今後のそういう考えはないのか。もしもあるならどういう構想を持つておるのか、こういうことについてあわせてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(島田豊君) 三次防において私どもが考えております予備自衛官の問題につきましては、海空についていろいろ検討いたしましたが、さしあたり三次防におきましては、海上自衛隊においていろいろな港湾施設の警備要員でありますと

か、あるいは有事におきますところの航空部隊の稼動率の引き上げの問題でありますとか、あるいは

は各種の輸送に必要な要員の確保でありますとか、そういうふうな目的のためにある程度予備自衛官を確保したい、こういうふうに考えておりまして、目下検討中でございます。航空自衛隊につきましては、その計画は目下のところございません。

○政府委員(宍戸基男君) 六月一日現在の幹部の予備自衛官の数は、先ほど申し上げましたように百三名でござりますが、現在幹部はその程度にとどまつてゐる所で、近々も増加する見通し

○伊藤顕道君 次にお伺いしたいのは、いわゆる自衛隊の部外協力団体ですね。たとえば隊友会とか、あるいは自衛隊父兄会、さらには自衛隊協力会など、こういう自衛隊の部外協力団体があるわけですね。その概要について、要点だけだけつこうですから御説明いただきたいと思います。

○政府委員(宍戸基勇君) 予備自衛官と関連いたしまして、部外団体の状況でございますが、隊友会という会がございますが、これは全国で七万八千人ばかりの会員を持つておりますが、先

ほど申し上げました二万三千数百人の予備自衛官の大半はこの隊友会に所属しておりますが、それからそれ以外に、父兄会あるいは協力会という団体がございますが、これは予備自衛官とは直接関係ございませんで、父兄会といいましては、全国で十三万ばかりおりますけれども、これは現職の隊員の父兄の方々が、現職の隊員の援護等の目的のために団体を結成された、そういう団体でございます。それから協力会、これも予備自衛官とは直接は関係ございませんで、それぞれの部隊におけるいろんな支援をするという意味で部隊単位に協力会が形成されております。

全国で、人数にいたしますと四十九万ばかりの人が数になつております。

○伊藤顕道君　ただいまの御説明では、自衛隊と直接関係ないのだとおっしゃるけれども、これは除隊者の父兄会は、大体は除隊者で形成しておる。だから、かつての自衛官ですからね、これは自衛隊と関係ないとは言えないわけですね。それと自衛官の父兄会、これはまあ自衛官そのものじゃないけれども、その父兄ですからつながりが深いわけですね、これはどのくらいおるんですか。

○政府委員(宍戸基男君) 先ほど私申し上げたのはちょっとことばが不足だつたかもしません

れも自衛隊そのものとは非常な関係のある団体でございます。で、隊友会は七万八千人ばかりおりますが、これはお話のようになかつて自衛隊員だった人たちが形成しておる団体でございまして、しかも、その中で予備自衛官の身分を持っている人がたいへんに多い、もつとも予備自衛官は二万三千幾らなんですが、予備自衛官の二万三千幾らの大半は隊友会の所属会員である、こうういことを申し上げたわけでございます。

父兄会の人数は十三万数千人でござります。

伊藤義首君 なるべく開拓しておる、いわし

○政府委員(宍戸基男君) 協力会といいますのは、先ほどちょっと申し上げましたように、自衛隊の各地の部隊を中心いたしまして、その地元の方々が自衛隊をいろんな意味で支援をされるということで形成された団体でございます。で、協力会という名前のものが多いわけですが、それ以外に防衛協会とか、いろんな名前を使っておられる方が、自衛隊の協力会ですね、これをいま少し詳しく御説明いただきたいのですが、たとえば、そのメンバーはどういう方々で組織されておるのか、その構成メンバーですね、これの態様を承りたい。

ます。で、構成メンバーとしましては、主としてその地元の市町村長とか、市町村会の議員の方とか、商工会議所の方とか、そういう実業界の方々、そういった方々がたくさん入っておられる、こういう団体でございます。

○伊藤頭道君 先ほどの御説明で大体四十九万という相当な大きな団体のようですが、これは大体三十四年ごろ成立したように聞いておるわけですが、特に三十七年に飛躍的に増大したという説明があるわけです。これは何か理由があろうかと思ふんですが、飛躍的に増大したという説明を聞いておるわけですが。

○政府委員(宍戸基勇君) 三十七年ごろから急に大きくなつた、人数があえたというふうなことは私ちょっと承知いたしておりません。特別な事情はなかつたよううに聞いておりますけれども、詳細なことは私ちょっと承知しております。

○伊藤頭道君 それはあなたのほうからいだい三十四年に成立して三十七年に飛躍的に増大した、理由は書いてないわけですね。これは飛躍的に増大したからには何か意味があるんじやないか。そこであなたのはうでお答えなれば、こちらから伺ひたいのですが、三十七年は、あたかも参議院選挙が展開されたわけですね、三十七年は、そこで、この自衛隊協力会ですから、自衛隊そのものに協力する団体であることはもう明確だと思うのですけれども、やはり自衛隊に關係のある方々がもし立候補したような場合、協力させる意図もあつて働きかけが成功して、三十七年に飛躍的に増大した、そういう想像も一応できるわけですね。そういう点はどうなんですか。

○政府委員(宍戸基勇君) 先ほど申し上げましたように、その辺の事情、私直接つまびらかにしておりませんけれども私の今まで伺っている範囲では、協力会というのは別に政治的な目的のために結成された団体ではございませんし、自衛隊のいろんな福祉事業とか、自衛隊員のいろいろな意味の支援ということで結成されておりますの

で、いまお話のようなことはないのじゃないかとうように推測いたしております。

○伊藤頭道君 この問題は問題ですか深く入りはいたしませんけれども、どうかとお伺いすれば、表面上のいま御答弁のあった以外のことはちよつと御答弁しにくいと思う、そのお気持ちはよくわかります。したがつて、それに免じてこれ以上追及いたしません。

それから次にお伺いいたしたいのは、防衛庁職員の給与法改正案が同時に提出されておるわけで、そこで、今度は予備自衛官については、從来千円であったものを千五百円に増額するわけですね。そこでお伺いしたいのは、千五百円という金額が出てきた根拠は那辺にあるのか、きょうこの際承つておきたいと思うのです。

○政府委員(宍戸基勇君) 予備自衛官手当は現在千円でございますけれども、それはその性格が、いわゆるわれわれの月給のようない生生活ではございませんで、自衛隊の行動時における応急不足要員ということ、それから年に一回は教育招集に応じなければならぬという義務を課せられておりませんので、そういういわば精神的な拘束に対する対価ということで発足当時から千円ということになつておるわけでございます。したがいまして、毎年のベースアップのよう上げる必要はないわけですがございますけれども、何しろ発足いたしましたのが十年ばかり前で、当時の物価指数と現在の物価指数を比較してみますと、一・五倍ちょっと、予備自衛官が約五割増しになつておりますので、それと見合います意味で千円を千五百円に改定いたしたい、こういうのが根拠でございます。

○伊藤頭道君 次にお伺いいたしたいのは、予備自衛官に対する訓練とか招集、こういうものはありますとか、あるいは練度の維持をかかるとか、

必要に応じて新しい兵器のことも教えるというようなこともありますので、原則として一年間に五日間の訓練招集を実施しております。

○伊藤頭道君 これはおそらく各地の部隊で行なわれるであろうと思いますが、たとえば、徳性の涵養並びに各個教練、部隊訓練、野外演習です

ね、こういうものを基礎訓練としてやるといふことがこの年鑑にも出ておるわけですが、それにしても、年間五日ぐらいでこういうことができるわけですか。

○政府委員(中井亮一君) 必要最小限度のことをやつております。

○伊藤頭道君 この予備自衛官制度といふのは戦前にいわゆる在郷軍人という制度がありましたね。それに大体ならつてつくつたんだと思うのですが、そのつながりはどうなんですか。まあこう聞くと、戦前の在郷軍人制度とは全然関係のない別個のものであるというふうにお答えになろうかと思いますが、率直に言つてどうしたことなんですか。

○政府委員(宍戸基勇君) 先生お話のように全く関係はございませんで、もともと自衛隊の存立している基盤と、戦前の陸海軍の存立している基盤と全然違いますので、昔の予備役将校といいますか、予備役将校を中心とした在郷軍人と、現在の予備自衛官とのつながりは全くございません。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

〔午後八時五十二分速記中止〕

〔午後九時四十二分速記開始〕

〔休憩後開会に至らなかつた〕

〔参照〕

自治省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

自治省設置法の一部を改正する法律案の一部

を次のようになります。

附則中「昭和四十一年七月一日」を「公布の日」に改める。

四月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧軍人恩給に関する請願(第三四六四号)

(第三四六五号)(第三四六六号)(第三四六七号)(第三四六八号)(第三五九九号)(第三六〇一號)(第三六〇二號)(第三六〇三號)(第三六〇四號)

(第三四六五号)(第三四六六号)(第三四六七号)(第三四六八号)(第三四六九号)(第三四七〇号)(第三四七一號)(第三四七二號)(第三四七三號)(第三四七四號)

で、いまお話のようなことはないのじゃないかとうように推測いたしております。

○伊藤頭道君 この問題は問題ですか深く入りはいたしませんけれども、どうかとお伺いすれば、表面的にはいま御答弁のあった以外のことはよくわかります。したがつて、それに免じてこれ以上追及いたしません。

それから次にお伺いいたしたいのは、防衛庁職員の給与法改正案が同時に提出されておるわけで、そこで、今度は予備自衛官については、從来千円であったものを千五百円に増額するわけですね。そこでお伺いしたいのは、千五百円という金額が出てきた根拠は那辺にあるのか、きょうこの際承つておきたいと思うのです。

○政府委員(宍戸基勇君) 予備自衛官手当は現在千円でございますけれども、それはその性格が、いわゆるわれわれの月給のようない生生活ではございませんで、自衛隊の行動時における応急不足要員ということ、それから年に一回は教育招集に応じなければならぬという義務を課せられておりませんので、そういういわば精神的な拘束に対する対価ということで発足当時から千円といふことになつておるわけでございます。したがいまして、毎年のベースアップのよう上げる必要はないわけですがございますけれども、何しろ発足いたしましたのが十年ばかり前で、当時の物価指数と現在の物価指数を比較してみますと、一・五倍ちょっと、予備自衛官が約五割増しになつておりますので、それと見合います意味で千円を千五百円に改定いたしたい、こういうのが根拠でございます。

○伊藤頭道君 次にお伺いいたしたいのは、予備自衛官に対する訓練とか招集、こういうものはありますとか、暫次休憩いたします。

〔午後九時四十三分休憩

〔午後九時四十二分速記開始〕

〔午後九時四十一分速記開始〕

〔午後九時四十分休憩

〔午後九時三十九分休憩

〔午後九時三十八分休憩

〔午後九時三十七分休憩

〔午後九時三十六分休憩

〔午後九時三十五分休憩

〔午後九時三十四分休憩

〔午後九時三十三分休憩

〔午後九時三十二分休憩

〔午後九時三十一分休憩

○伊藤頭道君 これはおそらく各地の部隊で行なわれるであろうと思いますが、たとえば、徳性の涵養並びに各個教練、部隊訓練、野外演習ですね、こういうものを基礎訓練としてやるといふことがこの年鑑にも出ておるわけですが、それにしても、年間五日ぐらいでこういうことができるわけですか。

○政府委員(中井亮一君) 予備自衛官には予備自衛官に対する訓練とか招集、こういうものはありますとか、あるいは練度の維持をかかるとか、

〔午後九時三十分休憩〕

〔午後九時二十九分休憩〕

〔午後九時二十八分休憩〕

〔午後九時二十七分休憩〕

〔午後九時二十六分休憩〕

〔午後九時二十五分休憩〕

〔午後九時二十四分休憩〕

〔午後九時三十三分休憩〕

〔午後九時三十二分休憩〕

〔午後九時三十一分休憩〕

〔午後九時三十分钟休憩〕

〔午後九時二十九分钟休憩〕

〔午後九時二十八分钟休憩〕

〔午後九時二十七分钟休憩〕

〔午後九時二十六分钟休憩〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

〔午後九時二十九分钟休憩〕

〔午後九時二十八分钟休憩〕

〔午後九時二十七分钟休憩〕

〔午後九時二十六分钟休憩〕

〔午後九時二十五分钟休憩〕

〔午後九時二十四分钟休憩〕

〔午後九時三十三分钟休憩〕

〔午後九時三十二分钟休憩〕

〔午後九時三十一分钟休憩〕

〔午後九時三十分钟休憩〕

〔午後九時二十九分钟休憩〕

〔午後九時二十八分钟休憩〕

〔午後九時二十七分钟休憩〕

〔午後九時二十六分钟休憩〕

〔午後九時二十五分钟休憩〕

〔午後九時二十四分钟休憩〕

一、恩給格差是正に関する請願(第三七五八号)

一、ソ連長期抑留者の待遇に関する請願(第三八六七号)

一、公務員の共済組合制度改善に関する請願(第三七五九号)

一、恩給格差是正に関する請願(第三九九九号)

一、ソ連長期抑留者の待遇に関する請願(第三九九九号)

一、公務員の共済組合制度改善に関する請願(第三九九九号)

一、恩給格差是正に関する請願(第三九九九号)

一、ソ連長期抑留者の待遇に関する請願(第三九九九号)

一、公務員の共済組合制度改善に関する請願(第三九九九号)

一、恩給格差是正に関する請願(第三九九九号)

一、ソ連長期抑留者の待遇に関する請願(第三九九九号)

一、公務員の共済組合制度改善に関する請願(第三九九九号)

一、恩給格差是正に関する請願(第三九九九号)

一、ソ連長期抑留者の待遇に関する請願(第三九九九号)

一、公務員の共済組合制度改善に関する請願(第三九九九号)

一、恩給格差是正に関する請願(第三九九九号)

一、ソ連長期抑留者の待遇に関する請願(第三九九九号)

旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県松本市城東一ノ五ノ一五長

紹介議員 木内 四郎君  
野県軍恩連盟内 林千代治

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三四五五号 昭和四十二年七月七日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 千葉県香取郡千潟町桜井五六八

菅谷金一郎

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。  
旧軍人恩給に関する請願  
請願者 千葉県香取郡千潟町桜井五六八

菅谷金一郎

紹介議員 小沢久太郎君

第三四六六号 昭和四十二年七月七日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 山梨県東山梨郡牧丘町西保中一、  
八五七 横田和雄

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三四六七号 昭和四十二年七月七日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)  
請願者 高知県香美郡野市町 北村虎治外  
一名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三四六八号 昭和四十二年七月七日受理  
旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 島根県八束郡美保関町大字笠浦八  
九六 寺本忠雄外一名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三五九九号 昭和四十二年七月七日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 新潟県北魚沼郡小出町二番町

大塚正男

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六〇〇号 昭和四十二年七月七日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 埼玉県秩父郡横瀬村大字横瀬四、  
四〇八 大野甚蔵外三十三名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六〇一号 昭和四十二年七月七日受理

旧軍人恩給に関する請願(四通)  
請願者 熊本県玉名郡三加和村字平野 北  
川優外三百四十五名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六〇二号 昭和四十二年七月七日受理

旧軍人恩給に関する請願(十八通)  
請願者 福島県東白川郡矢祭町大字山下字  
下河原一ノ一 吉谷清三郎外十七  
名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六〇三号 昭和四十二年七月七日受理

旧軍人恩給に関する請願(三十二通)  
請願者 埼玉県越谷市大字北川崎二八七  
永野寛外三十一名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六〇四号 昭和四十二年七月七日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 宮城県西都市大字南方二、一六九  
河野茂

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六〇五号 昭和四十二年七月七日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 埼玉県越谷市大字北川崎二八七  
永野寛外三十一名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六六六号 昭和四十二年七月八日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 長野県小諸市大字菱平二、〇〇四  
桜井善隆

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六六八号 昭和四十二年七月八日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 長野県小諸市大字菱平二、〇〇四  
桜井善隆

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六六九号 昭和四十二年七月八日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 宮城県天草郡大字南方二、一六九  
河野茂

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六七九号 昭和四十二年七月八日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 佐賀県藤津郡太良町一、一六五  
馬場平次

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六八〇号 昭和四十二年七月八日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 宮城県登米郡石越町東郷字千貫巻  
百名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六八一号 昭和四十二年七月八日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 京都府京都市中京区富小路通竹屋町下ル

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六八二号 昭和四十二年七月八日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 青森県北津軽郡小泊村小泊 一〇三  
成田由太郎

紹介議員 林屋龜次郎君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六八三号 昭和四十二年七月八日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 熊本県天草郡栖本町馬場一、九九  
一軍恩恵本支部内 前田信雄外百  
成田由太郎

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六八四号 昭和四十二年七月八日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 宮城県登米郡石越町東郷字千貫巻  
百名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六八五号 昭和四十二年七月十日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 宮城県登米郡石越町東郷字千貫巻  
百名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三六八六号 昭和四十二年七月十日受理

旧軍人恩給に関する請願  
請願者 長野県小諸市乙五五五 大井竜藏

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第三七六〇号 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 島根県江津市郷田 田尾春行
第三七六一號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 高知県中村市楠島一、七八六軍恩 紹介議員 塩見 俊二君 連盟東中筋支部内 芝岡栄 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七六二號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 高知県宿毛市橋上町奥奈路 竹地 紹介議員 寺尾 豊君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七六三號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 青森県西津軽郡深浦町大字広戸字 母沢家岸二六ノ一 工藤長八外五 名 紹介議員 津島 文治君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七六四號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 名古屋市中村区泥江町一ノ二十三 名 紹介議員 横井 太郎君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七六五號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 深谷義夫外十四名 紹介議員 横井 太郎君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八六號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 長野県北佐久郡北御牧村大字八重 政高外一名 紹介議員 寺尾 豊君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八七號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 高知県宿毛市橋上町奥奈路 竹地 紹介議員 寺尾 豊君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八八號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 青森県西津軽郡深浦町大字広戸字 母沢家岸二六ノ一 工藤長八外五 名 紹介議員 津島 文治君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八九號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 新潟県北蒲原郡中条町表町六ノ二 二 阿彦省三 紹介議員 小柳 牧衛君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八一號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 新潟県北蒲原郡中条町表町六ノ二 二 阿彦省三 紹介議員 小柳 牧衛君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八二號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 宮城県登米郡中田町宝江黒沼字浦 内 熊谷幸一 紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八三號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 宮城県登米郡中田町宝江黒沼字浦 内 熊谷幸一 紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八四號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 高知県安芸郡安田町 寺尾武重外 名 紹介議員 寺尾 豊君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八五號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 青森県上北郡六戸町大字鶴喰字鶴 喰一六 松島小平治外一名 紹介議員 寺尾 豊君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八六號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 群馬県高崎市木部町三八〇 新井 清一外十七名 紹介議員 舟田 讓君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八七號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 熊本県玉名郡岱明町浜田四〇三 福田松夫外七百六十八名 紹介議員 園田 清充君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八八號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 長野県北佐久郡北御牧村大字八重 原 荻原一門 紹介議員 小山邦太郎君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八九號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 長野県北佐久郡北御牧村大字八重 原 荻原一門 紹介議員 小山邦太郎君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八一〇號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 和歌山県海南市日方一、一一〇 室忠雄 紹介議員 前田佳都男君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八一一號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 和歌山県海南市日方一、一一〇 室忠雄 紹介議員 前田佳都男君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八一二號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 石川県羽咋郡志賀町菅原 高野幸 紹介議員 前田佳都男君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八一二號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 石川県羽咋郡志賀町菅原 高野幸 紹介議員 前田佳都男君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八一二號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 埼玉県熊谷市大字万吉六七六ノ一 須永良一外三名 紹介議員 土屋 義彦君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八一二號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 埼玉県熊谷市大字万吉六七六ノ一 須永良一外三名 紹介議員 土屋 義彦君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八一二號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 栃木県那須郡黒磯町大字豊浦一 〇 田辺孝太郎 紹介議員 舟田 讓君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第三七八一二號 昭和四十二年七月十日受理	旧軍人恩給に関する請願 請願者 栃木県那須郡黒磯町大字豊浦一 〇 田辺孝太郎 紹介議員 舟田 讓君 この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。



旧軍人恩給に関する請願

請願者 鳥取県日野郡江府町吉原一、七八

九日野郡軍恩連合支部内 清水理

夫外千三百九十一名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第四一五号 昭和四十二年七月十三日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 長崎市扇町一六ノ一〇 橋口時義

外二百二十名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第四一一六号 昭和四十二年七月十三日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 埼玉県行田市大字上池守八四四

木元和四外十一名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第三七五八号 昭和四十二年七月十日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願(二通)

請願者 東京都北区堀船一ノ一二ノ一九

加藤政夫外一名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第三八六七号 昭和四十二年七月十一日受理

ソ連長期抑留者の待遇に関する請願

請願者 兵庫県高砂市北浜町北脇二〇五ノ五

本多光

紹介議員 山下 春江君

終戦後ソ連に不法抑留され、日本独立回復後もなお囚人として重労働を強要され、帰国後、公共企

業体に採用された私たちに対し、左記事項の実現を図られたい。  
一、公共企業体職員等共済組合法に特例を設け、昭和三十一年六月三十日以降の帰国者も共済

年金に加算の恩典が受けられるようにするこ

と。

二、日本電信電話公社法を改正し、復職として取

り扱うようにすること。

理由

戰前の女教師は、五十才をすぎると退職しなけ

ればならず、しかも一文の退職一時金もなく、産

前産後の休暇もなかつたため、独身者も多く不遇

のうちに世をはかなんでいる高齢者がたくさんい

る。昭和十八年ころ、退職勧告により退職せら

された五十才位の方もいまは七十才余で、昭和三十

年のころ六十才でやめた方は現在同じ七十才余であ

つて、その恩給額は前者の三倍にもなつてい

る。

第四一五一号 昭和四十二年七月十三日受理

恩給格差是正に関する請願

請願者 札幌市北二条西二丁目北海道退職

女教師会内 角寛子外三十五名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第三九九九号と同じである。

二、私は、職業軍人(憲兵)であつたという理由で復職が認められず、新規採用となつたものであるが、命令を忠実に守り、國民総力戦であつた大東亜戦争の一つの部署を戦い抜いたため、敵国からその功績に比例した二十五年の強制労働との判決を受け、十一年四箇月復員できなかつた、この理由を推察されたい。

(別紙、経歴書添付)

第三九九九号 昭和四十二年七月十二日受理

恩給格差是正に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ七全共

連ビル内日本退職女教師連合会内

大橋広外三十五名

紹介議員 近藤 鶴代君

戦前退職した女教師の恩給額はあまりにも少額で、月額五千円程度の者が多數であるから、戦後退職者との恩給格差を是正するため、一時交付金支給等の措置を講ぜられたい。

昭和四十二年八月二日印刷

昭和四十二年八月三日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局